

平成 31 年度

社会教育行政の方針と事業

島根県教育庁社会教育課

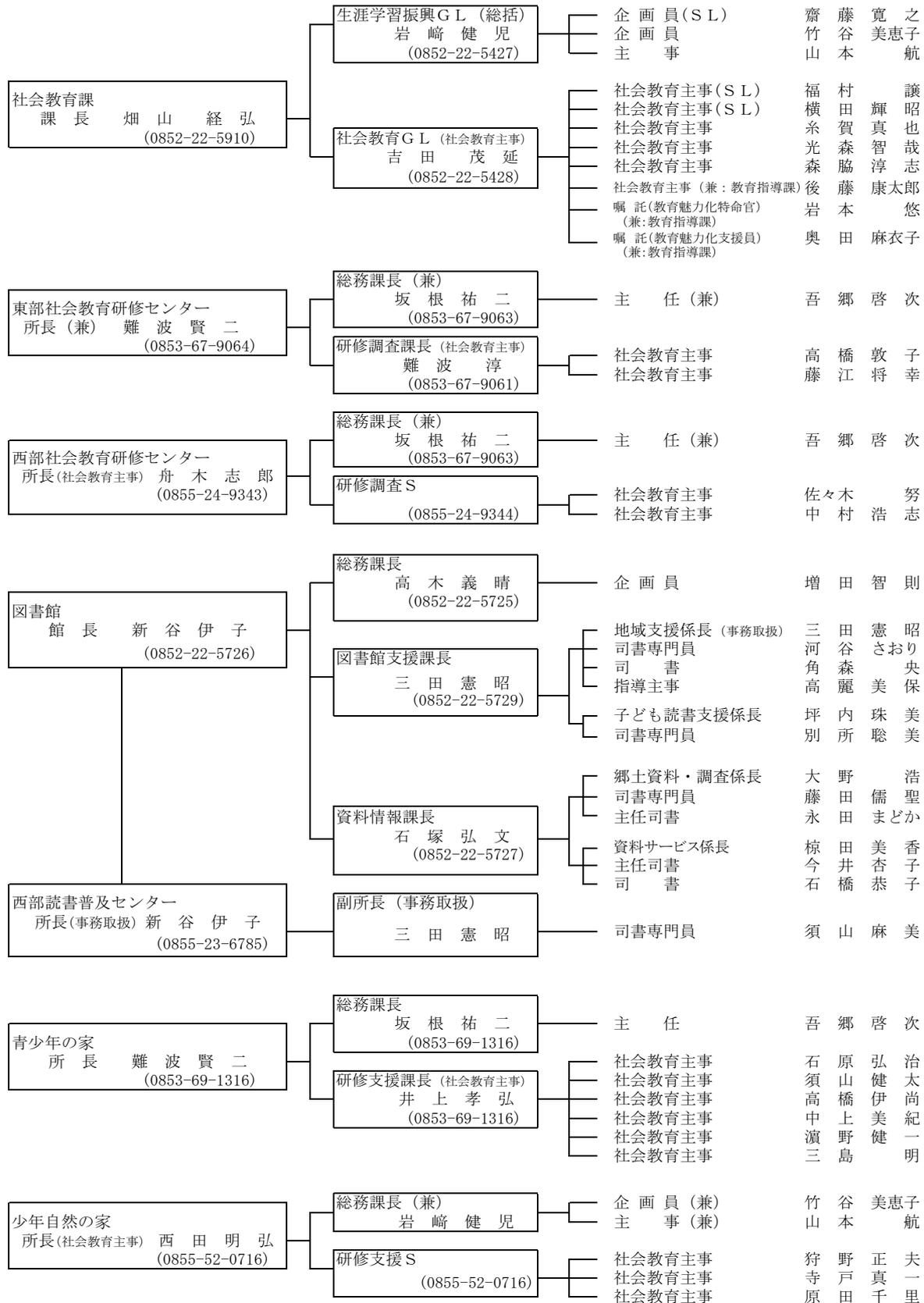
平成31年度「社会教育行政の方針と事業」目次

I	組織及び施策体系	
1	社会教育行政関係組織一覧	1
2	派遣社会教育主事等名簿	2
3	社会教育行政の施策体系図(島根県総合発展計画)	3
4	社会教育行政の施策体系図(第2期しまね教育ビジョン 21)	5
II	事業概要	
1	平成31年度当初予算額一覧表	8
2	主要事業の概要	
(1)	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	
1)	ふるさと教育推進事業	9
2)	結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業	11
3)	公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業	21
①	地域課題解決型公民館支援事業	22
②	公民館はじめの一步支援事業	23
③	公民館ふるさと教育推進事業	24
④	公民館ふるまい推進事業	25
4)	社会教育主事確保・養成事業	26
5)	家庭教育の支援体制整備事業	28
(2)	発達段階に応じた教育の振興	
1)	子ども読書活動推進事業	30
(3)	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	
1)	社会教育研修センター事業	31
2)	図書館事業	32
3)	青少年の家事業	33
4)	少年自然の家事業	34
5)	社会教育総合推進事業	35
(4)	文化芸術の振興	
1)	部活動地域指導者活用支援事業	36
2)	青少年文化活動推進事業	38
3	「教育魅力化」推進事業	39
III	資料編	41

I 組織及び施策体系

1 社会教育行政関係組織一覧

H31.4月 現在



【凡例】GL：グループリーダー SL：サブリーダー S：スタッフ

社会教育主事の配置状況（大学・国立施設への派遣を除く）

社会教育課	本庁各課	教育事務所	東部社会教育 研修センター	西部社会教育 研修センター	青少年の家	少年自然の家	市町村 派遣	計
6	5	5	3	3	7	4	24	57

2 派遣社会教育主事等名簿

松江教育事務所 所長 越野和胤	社会教育スタッフ 企画幹 青山巧 (0852-32-5775)	平賀謙一	松江市派遣	0852-55-5324
		渡辺真介	松江市派遣	0852-55-5656
		小村玲子	松江市派遣	0852-55-5655
		小西修二	安来市派遣	0854-23-3252
出雲教育事務所 所長 藤原幹夫	社会教育スタッフ 企画幹 大森伸一 (0853-30-5685)	安井寿裕	出雲市派遣	0853-21-6909
		加藤泰寛	出雲市派遣	0853-21-6909
		青木拓夫	雲南市派遣	0854-40-1073
		佐々木久彰	雲南市派遣	0854-40-1073
		古澤俊司	奥出雲町派遣	0854-52-2672
		飯國信行	飯南町派遣	0854-76-3944
浜田教育事務所 所長 上部証司	社会教育スタッフ 企画幹 久佐日佐志 (0855-29-5709)	小川豊	浜田市派遣	0855-25-9720
		三浦洋子	浜田市派遣	0855-25-9720
		福本修司	大田市派遣	0854-83-8179
		岩谷和樹	大田市派遣	0854-83-8125
		竹田進吾	川本町派遣	0855-72-0704
		藤住亨	美郷町派遣	0855-75-1217
益田教育事務所 所長 岡本昌浩	社会教育スタッフ 企画幹 田中茂秋 (0856-31-9676)	田原俊輔	益田市派遣	0856-31-0622
		谷上元織	益田市派遣	0856-31-0622
		佐々木将光	津和野町派遣	0856-72-1854
		水上真悟	吉賀町派遣	0856-77-1285
隠岐教育事務所 所長 吉田貴弘	社会教育スタッフ 企画幹 吉山明利 (08512-2-9776)	山下裕次	海士町派遣	08514-2-1221
		木下浩秋	西ノ島町派遣	08514-6-0171
		広兼行夫	知夫村派遣	08514-8-2301
		稲葉泰範	隠岐の島町派遣	08512-2-2126

各課・社会教育主事

後藤康太郎	教育指導課 地域教育推進室	0852-22-6428
糸賀真也	教育指導課 地域教育推進室(兼)	0852-22-5428
門脇健一	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6008
仲西貴志	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6008
西村睦	保健体育課 生涯スポーツ振興グループSL	0852-22-5423
名目良明利	保健体育課 生涯スポーツ振興グループ	0852-22-5423

国の機関等

宅間邦晴	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319
武田尚志	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319

3 社会教育行政の施策体系図（「島根総合発展計画」をもとに）

島根が目指すべき将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

基本目標	政策	施策	事業名
<p>Ⅲ・心豊かなしまね</p> <p>～地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します～</p>	Ⅲ-1 教育の充実	Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	
			ふるさと教育推進事業
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
			公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業
			社会教育主事確保・養成事業
			家庭教育の支援体制整備事業
	Ⅲ-2 多彩な県民活動の推進	Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	
			社会教育研修センター事業
			図書館事業
			青少年の家事業
			少年自然の家事業
			社会教育総合推進事業
Ⅲ-2-3 文化芸術の振興		部活動地域指導者活用支援事業	
		青少年文化活動推進事業	

Ⅲ-1 教育の充実

学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組みなどで教育の充実を図り、社会に貢献する気持ちや、生命を尊重するなどの豊かな心を持ちながら、島根や身近な地域などへの愛着や誇りを土台に、自らの夢や希望に向かって意欲的に進む子どもたちを育みます。

Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実

ふるさとに愛着と誇りを持ち、次世代の地域を担う子どもを育成するとともに、基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組みを進めます。

Ⅲ-1-2 発達段階に応じた教育の振興

幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と学力を身につけ、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を持つよう育みます。

Ⅲ-2 多彩な県民活動の推進

ボランティアやNPO活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。また、多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。

Ⅲ-2-3 文化芸術の振興

広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。

4 社会教育行政の施策体系図（「第2期しまね教育ビジョン21」をもとに）

基本理念『島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり』

教育目標	施策	事業名
向かっていく 学力	1-(4)読書活動の推進	子ども読書活動推進事業
広がっていく 社会力	2-(1)社会性の育成	
	2-(4)ふるさと教育の推進	ふるさと教育推進事業
高まっていく 人間力	3-(1)心の教育の推進	
	3-(2)「しまねのふるまい」の推進	公民館ふるまい推進事業
	3-(5)文化活動の推進	部活動地域指導者活用支援事業
		青少年文化活動推進事業
島根の教育目標を 達成するための 基盤	4-(9)学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
		社会教育主事確保・養成事業
		家庭教育の支援体制整備事業
	4-(10)社会教育の振興	公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業(公民館ふるまい推進事業を除く)
		社会教育研修センター事業
		図書館事業
		青少年の家事業
		少年自然の家事業
		社会教育総合推進事業

第2期しまね教育ビジョン21の全体構造

基本理念

島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり

島根の教育目標

向かっていく学力

夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます

学ぶ力・学んだ力

情報活用力

意欲・たくましさ

広がっていく社会力

多様な人と積極的に関わり、社会に役立つ人育てます

社会性

コミュニケーション力

国際性

島根への愛着と理解

高まっていく人間力

自他を等しく大切に、共に生きようとする人を育てます

自尊心・思いやり

規範意識

人権意識・生命の尊重

島根の教育目標を達成するための基盤

家庭・地域と連携した学校教育の展開

- 発達の段階に応じた各学校種での教育展開
- 基本的な生活習慣の形成、健康・体力づくり
- 家庭教育の役割
- 信頼される学校づくり

社会教育の展開

施策 (具体的な事業や取組)

- 学力の育成 1-(1)
- ものづくり活動の推進 1-(2)
- 情報教育の推進 1-(3)
- 読書活動の推進 1-(4)

- 社会性の育成 2-(1)
- コミュニケーション能力の育成 2-(2)
- 国際理解教育の推進 2-(3)
- ふるさと教育の推進 2-(4)
- 学び直しや就労に向けての支援 2-(5)

- 心の教育の推進 3-(1)
- 「しまねのふるまい」の推進 3-(2)
- 人権教育の推進 3-(3)
- いじめ・不登校に対する取組の充実 3-(4)
- 文化活動の推進 3-(5)

- キャリア教育の推進 4-(1)
- 特別支援教育の推進 4-(2)
- 幼児教育の充実 4-(3)
- 離島・中山間地域の教育力の確保 4-(4)
- 私立学校への支援 4-(5)
- 「生きる力」を支える健康づくり 4-(6)
- 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立 4-(7)
- 安全・安心な教育環境の整備 4-(8)
- 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進 4-(9)
- 社会教育の振興 4-(10)
- 生涯・競技スポーツの推進 4-(11)
- 文化財の保存・継承と活用 4-(12)

弘云教育“魂”

II 事業概要

1 平成31年度 当初予算額一覧表

(単位:千円)

事業名	H30	H31	増減
1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	139,097	128,357	▲ 10,740
(1)ふるさと教育推進事業	25,340	24,995	▲ 345
(2)結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業	75,880	81,764	5,884
(3)公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業	32,858	16,500	▲ 16,358
①地域課題解決型公民館支援事業	19,558	12,000	▲ 7,558
②公民館はじめの一步支援事業	2,500	2,500	0
③公民館ふるさと教育推進事業	5,400	1,000	▲ 4,400
④公民館ふるまい推進事業	1,000	1,000	0
(ふるさと体験活動公民館支援事業)	4,400	—	▲ 4,400
(4)社会教育主事確保・養成事業	3,919	4,098	179
(5)家庭教育の支援体制整備事業	1,100	1,000	▲ 100
2 発達段階に応じた教育の振興	3,618	3,948	330
(1)子ども読書活動推進事業	3,618	3,948	330
3 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	291,711	292,602	2,657
(1)社会教育研修センター事業	11,798	11,859	61
(2)図書館事業	111,721	111,545	▲ 176
(3)青少年の家事業	98,021	98,391	370
(4)少年自然の家事業	68,405	69,949	1,544
(5)社会教育総合推進事業	1,766	858	858
4 文化芸術の振興	22,603	22,554	▲ 49
(1)部活動地域指導者活用支援事業	13,636	13,683	47
(2)青少年文化活動推進事業	8,967	8,871	▲ 96
行政事務費	11,930	11,930	0
合計	468,959	459,391	▲ 7,802

2 主要事業の概要

事業名	1(1) ふるさと教育推進事業						
事業概要	<p>県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用し、9年間を通した系統的・発展的な学習活動を行うことで、子どもたちの地域への愛着や地域貢献の意欲を高めるための市町村の取組に対し支援する。また、公民館等で行う「ふるさと教育」に対し支援する。</p>						
事業内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">ふるさと教育基本方針</p> <p style="text-align: right;">島根県教育委員会</p> <p>1 ふるさと教育の基本方針</p> <p>島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく必要がある。</p> <p>そこで、地域においては、住民がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。</p> <p>学校においては、地域の人々とともに自然体験、社会体験等を通じて、子供たちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む。また、地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育む。</p> <p>また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・地域が相互理解の上に緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら取り組む。</p> <p>2 ふるさと教育の定義 地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした教育活動</p> <p>3 ふるさと教育が目指すもの</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 地域</td> <td style="width: 30%;">・地域住民のふるさとへの理解促進</td> <td style="width: 30%;">・地域を支える次世代の育成</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校</td> <td>・ふるさとへの愛着や誇りの醸成</td> <td>・地域に貢献しようとする意欲の喚起</td> </tr> </table> <p>4 主な取組</p> <p>(1) 地域 地域の課題解決に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における体験活動の充実 ○担い手育成など、地域の課題をテーマとした取組の充実 ○学校支援体制の充実 <p>(2) 学校 学習の深まりを意識した取組となる指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就学前から高等学校までの一貫性のある教育の充実 ○発達の段階を踏まえた教育の充実 ○地域・島根と世界や我が国との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える指導の推進 </div> <p>〔第5期 ふるさと教育の方向性〕</p> <p>① 市町村交付金</p> <p>県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で小中9年間を通した系統的・発展的な「ふるさと教育」を実施や「ふるさと教育」を支援する中学校区ごとの体制を整えるため交付金を助成する。各市町村の実状に応じた取組ができるようスキームを工夫。</p> <p>② 学校と企業等との連携</p> <p>学校と企業等が連携して教育活動を行うために必要な企業等の情報収集と公開。社会教育課が情報をホームページにアップした後、学校と企業とが直接やり取りを行う。(現在約 360 社を登録)</p> <p>③ 学校と地域の連携実践研修</p> <p>地域との連携担当の教職員を対象として、地域連携を推進していくための知識と技術を習得し、実践へつなげるための研修を実施。夏季休業中に、出雲と浜田で開催予定。</p> <p>④ 「教育の魅力化」との連携</p> <p>関係各課で「ふるさと教育」と「教育の魅力化」との連携による効果的な取組の在り方を検討する。</p>	(1) 地域	・地域住民のふるさとへの理解促進	・地域を支える次世代の育成	(2) 学校	・ふるさとへの愛着や誇りの醸成	・地域に貢献しようとする意欲の喚起
(1) 地域	・地域住民のふるさとへの理解促進	・地域を支える次世代の育成					
(2) 学校	・ふるさとへの愛着や誇りの醸成	・地域に貢献しようとする意欲の喚起					

ふるさと教育

<子どもの現状・課題>

- ・自然体験や社会体験、生活体験の充実
- ・学習意欲、コミュニケーション能力の向上
- ・善悪の判断、規範意識、思いやりの心の育成
- ・家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携協力による「ふるさと教育」推進

ふるさと教育の定義

地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした教育活動

【市町村におけるふるさと教育推進体制構築のための支援】

- ◎市町村に交付金を交付
- ◎県の機関・施設を持つ人材、情報、学習機会の提供
- ◎より充実した「ふるさと教育」を進めるための教員研修を実施
- ◎学校と企業等が連携して教育活動を実施するための情報提供



県

連携

市町村

【「ふるさと教育」を進めるための体制づくり】

- ◎ネットワーク会議を開催し、ふるさと教育推進計画を策定
- ◎学校や地域の取組に対する指導・助言
- ◎教職員や地域人材を対象とした研修会の実施
- ◎「ふるさと教育」の取組を広く情報発信



学校

【学習の深まりを意識した指導の充実】

- 地域のひと・もの・ことを生かした「ふるさと教育」を年間35時間以上展開
- 明確なねらいをもった「ふるさと教育」の展開
- 就学前から高等学校までの縦のつながりを意識した系統性・発展性のある「ふるさと教育」の展開
- 中学校区の「ふるさと教育全体計画」「ふるさと教育一覧表」の作成等による情報共有



家庭・地域・企業等

【「ふるさと教育」を発展・補完・深化させるための社会教育事業の展開】

- 中学校区における公民館等のネットワーク化
- 学校支援担当者同士のネットワーク強化
- 学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成

【企業や団体等による学校支援】

- 支援企業・団体等連携した取組の推進

学びの発展性・系統性のイメージ(例)

「教育の魅力化」との連携

「ふるさと教育」に関わり

☆ふるさとの人と触れ合い、思いを感じる。

☆ふるさとの人々の思いや生き方を学んで、考えたことを学習に生かす。

出会う

気づく

考える

生かす

☆ふるさとに親しみ、よさを知る。

☆ふるさとのために自分にできることを考えて行動する。

地域学校協働本部等との連携

就学前

小学校

中学校

高等学校

効果

地域

学校

- ・地域住民のふるさとへの理解促進
- ・地域を支える次世代の育成

- ・ふるさとの愛着と誇りの醸成
- ・地域に貢献しようとする意欲の喚起

事業名	1(2) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業
事業概要	市町村が実施する学校支援、放課後支援、外部人材を活用した教育支援、地域未来塾、家庭教育支援に対し支援するとともに、地域全体で子どもを育む体制づくりを推進する。
事業内容	<p>①市町村支援事業 実施主体:市町村 負担割合:国 1/3 県 1/3 市町村 1/3</p> <p>学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育む市町村の取組を支援する。</p> <p>○学校支援 授業等における学習補助や部活動の支援、花壇整備、清掃活動、登下校の見守り等の学校に対する多様な協力活動の他、学びによるまちづくりや地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学習等の活動を通じて地域のつながり・絆を深め、地域づくりにつながる取組を推進する。</p> <p>○放課後支援(放課後子ども教室等) 小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得ながら、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。</p> <p>○外部人材を活用した教育支援 地域の多様な人材・企業等の豊かな社会資源を活用して、土曜日等にキャリア教育、英語学習、文化活動、学力向上に資する体験活動等体系的・継続的なプログラムを企画・実施する取組を推進する。</p> <p>○地域未来塾 学習の機会や学習習慣を定着させることが難しい家庭にある中学生等を対象に、大学生、元教員、民間教育事業者、NPO等の地域住民の協力やICT機器の活用等による学習支援を推進する。</p> <p>○家庭教育支援 親学プログラムを活用した保護者への学習機会の提供や、親学ファシリテーター等の組織化などによる相談対応など、全ての親が安心して教育を行うための支援活動を推進する。</p> <p>②実践活動推進事業 実施主体:県 負担割合:国 1/3 県 2/3</p> <p>○推進委員会 地域学校協働活動の総合的な在り方などについて協議を行う。</p> <p>※地域学校協働活動 幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動</p> <p>○人材育成研修 地域全体で子どもを育む体制づくりにかかわる市町村担当者や地域学校協働活動推進員等の養成・資質向上のための研修を実施する。</p>

学校・家庭・地域の力を結集！

地域の宝である子どもを健やかに育てましょう!!
子どもも大人も学び合う魅力ある地域をつくりましょう!!

1. 島根県では地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めてきました

●これまでの成果

- ◇子どもの健やかな成長や地域の活性化
 - ・地域のたくさんの人々が子どもの教育に参画し、子どもの学びや体験活動が充実
 - ・活動に参加する人々にとつての生き甲斐やつながりの場の広がり
- ◇地域の実態に応じた仕組みづくりや取組
 - ・学校区ごとの協議会を立ち上げ、子どもの教育にかかわる様々な活動について話し合う
 - ・複数の事業の合同研修会、合同会議の実施

●問題点と今後の課題

- ・地域や家庭の受身的なかわり
 - ・支援する側と支援される側の関係
- ・ボランティアとしてかかわる方々の高齢化
 - ・ボランティアの延べ人数は多いものの実人数は少ない
- ・コーディネーター機能を特定の個人に依存
 - ・依然として個別に行われる各事業体制づくりの推進

2. これからの結集！しまねの子育て協働プロジェクト

これまで進めてきた「地域住民が積極的に子どもの教育に関わる環境づくり」をさらに進め、各事業が連携する仕組みづくりや、学校・家庭・地域がめざす子ども像や地域像（目標やビジョン）を共有できる体制づくりを強化し、地域全体の教育力の向上を図ります。

3. 今後の仕組みづくりの提案

支援 → 連携・協働 → 個別の活動 → 総合化・ネットワーク化

結果！協働本部の設置

学校区ごと等に「協働本部」を設置し、結集！しまねの子育て協働プロジェクトを推進する体制を整えましょう。

目標やビジョンの共有

複数の意識を一つにまとめ、様々な活動がめざす子ども像や地域像の共有のもと画期されるようになりましょう。

コーディネーターの充実

地域学校協働活動推進員等の種別や員の向上、積極的なコーディネーター育成をはじめとした相互連携の促進に努めましょう。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト

幅広い地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が、連携・協働しながら、地域像がかりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施します。



※地域学校協働活動推進員とは
地域と学校とも良好な関係をつくりながら地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するために、活動するためコーディネーター役を担う。
平成29年4月より社会教育法に位置づけられた立場となり、教育委員会が委嘱することができる。

学校支援

授業等における学習補助や部活動の支援、花壇整備、清掃活動、登下校の見守り等の学校に対する多様な協力活動の他、学びによるまちづくりや地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学習等の活動を通じて地域のつながり・絆を深め、地域づくりにつながる取組を推進する。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト

学校支援

家庭教育支援

放課後支援

有機的な連携

外部人材を活用した教育支援

地域未来塾



地域の実情に応じた組織や仕組みづくり

協力
依頼

市町村運営委員会
地域教育協議会
学校運営協議会 等

学校
支援

地域学校協働活動推進員

調
整

協働活動支援員、協働活動サポーター等

- 学習支援
- 部活動指導
- 学校周辺環境整備
- 登下校安全支援
- 学びによるまちづくり
- 地域課題解決型学習
- 地域人材育成
- 郷土学習



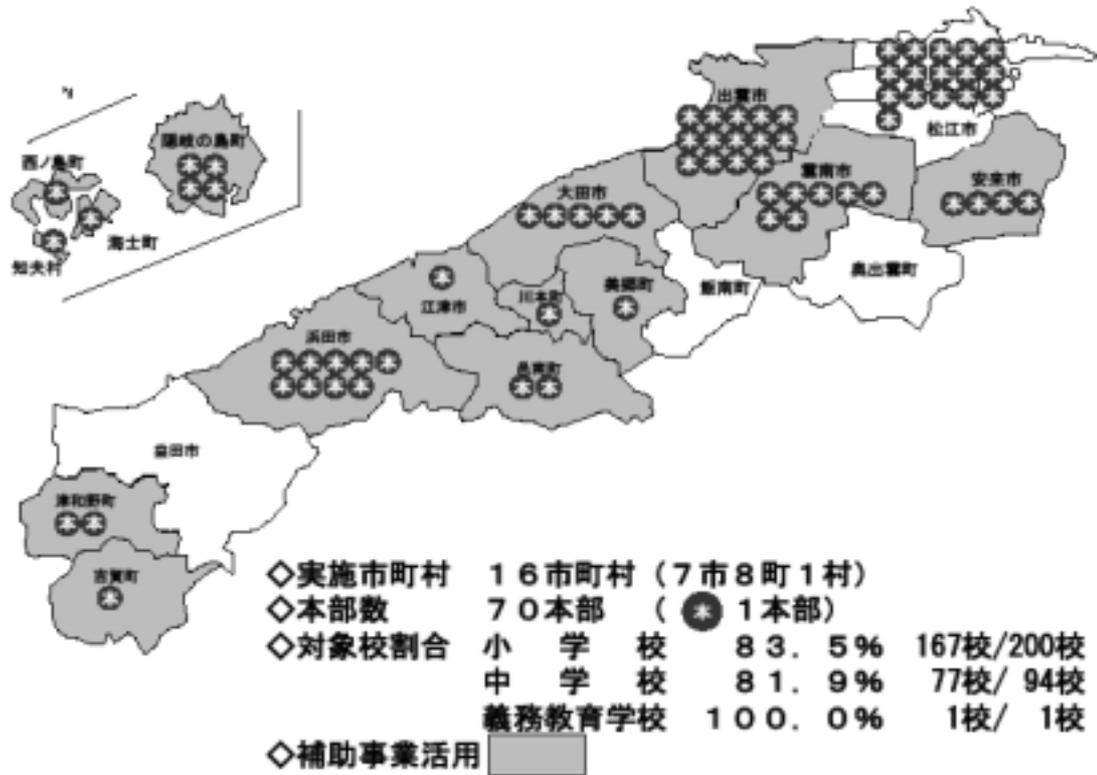
社会教育で学んだ成果を生かす場

子どもと向き合う時間の拡充

地域の教育力の向上

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など地域全体で活動に参画・協力

平成31年度 学校支援事業 実施予定



学校支援 市町村別実施状況

市町村名	事業実施		本部数		対象学校数					
					義務教育学校		中学校		小学校	
	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31	H30	H31
松江市	○	○	16	16	1	1	16	16	34	34
安来市	○	○	4	4	0	0	4	4	14	14
出雲市		○	0	14	0	0	0	14	0	34
雲南市	○	○	7	7	0	0	7	7	15	15
奥出雲町			0	0	0	0	0	0	0	0
飯南町			0	0	0	0	0	0	0	0
浜田市	○	○	9	9	0	0	9	9	16	16
大田市	○	○	5	5	0	0	6	6	16	16
江津市	○	○	1	1	0	0	4	4	7	7
川本町	○	○	1	1	0	0	0	0	1	1
美郷町	○	○	1	1	0	0	2	2	2	2
邑南町	○	○	2	2	0	0	3	3	8	8
益田市			0	0	0	0	0		0	0
津和野町	○	○	2	2	0	0	2	2	4	4
吉賀町	○	○	1	1	0	0	4	3	5	5
海士町	○	○	1	1	0	0	1	1	2	2
西ノ島町	○	○	1	1	0	0	1	1	1	1
知夫村	○	○	1	1	0	0	1	1	1	1
隠岐の島町	○	○	4	4	0	0	4	4	7	7
合計	15	16	56	70	1	1	64	77	133	167
県内公立学校総数					1	1	96	94	202	200
対象校の全学校数に占める割合					100.0%	100.0%	66.7%	81.9%	65.8%	83.5%

※平成31年度の数値は平成31年度仮申請書から転記。

※県小学校数・中学校・義務教育学校数は、「学校基本調査」から公立校(分校を含む)数を転記。

放課後支援

小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得ながら、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト

学校支援

家庭教育支援

放課後支援

有機的な連携

外部人材を活用した教育支援

地域未来塾

放課後子ども教室

(学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館等を活用して様々な活動を実施)

地域学校協働活動推進員等

(取組の企画、担い手確保、全体調整)

連携・協力

多様なプログラムの提供

協働活動支援員等
協働活動サポーター

(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

【活動の例】

- 学習活動
宿題の見守り・指導
読み聞かせ
- 体験活動
工作・実験教室
料理教室
スポーツ・文化活動
- 交流活動
自由遊び
昔遊び
地域行事への参加

放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室の取組に参加

「新・放課後子ども総合プラン」として可能な限り一体的にまたは連携して実施

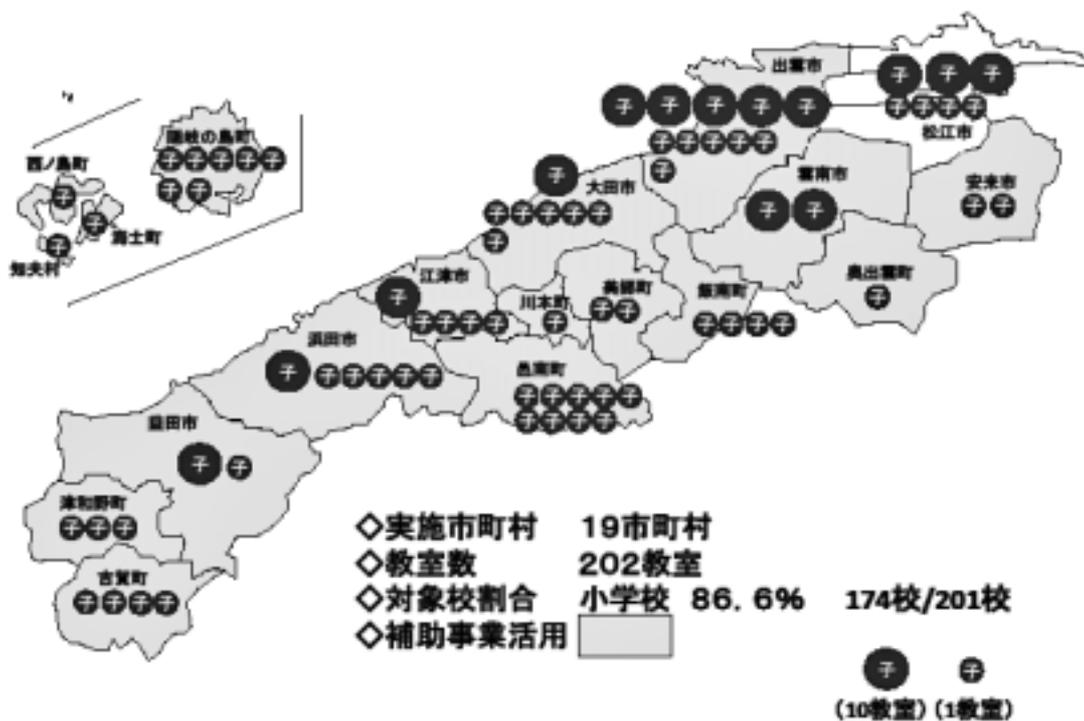
参画

地域住民等

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など
地域全体で活動に参画・協力



平成31年度 放課後支援事業 実施予定



放課後子ども教室・放課後児童クラブ 市町村別実施状況

市町村名	放課後子ども教室		放課後児童クラブ		小学校区数 (義務教育学校を含む)
	開設教室数 (放課後子ども教室数)	開設小学校区数	開設クラブ数 (放課後児童クラブ数)	開設小学校区数	
松江市	34	34	65	32	35
安来市	2	8	13	13	17
出雲市	56	34	45	32	35
雲南市	20	15	11	9	15
奥出雲町	1	1	9	9	10
飯南町	4	4	0	0	4
浜田市	15	16	20	15	16
大田市	16	12	10	7	16
江津市	14	7	7	7	7
川本町	1	1	0	0	1
美郷町	2	2	3	2	2
邑南町	9	8	8	8	8
益田市	11	15	16	11	15
津和野町	3	2	5	4	4
吉賀町	4	4	8	5	5
海士町	1	2	1	1	2
西ノ島町	1	1	1	1	1
知夫村	1	1	0	0	1
隠岐の島町	7	7	8	6	7
合計	202	174	230	162	201
校区対比		86.6%		80.6%	

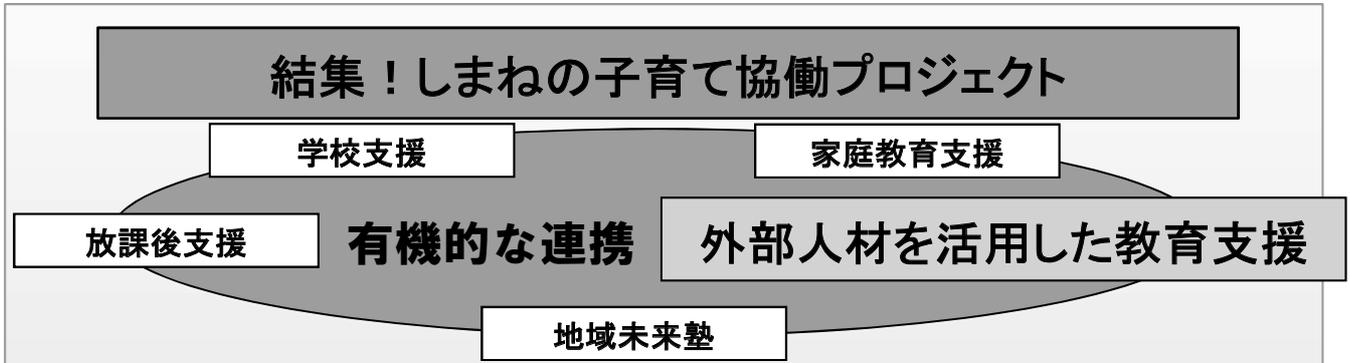
※放課後子ども教室数関連数値は平成31年度仮申請書から転記。

※小学校区数には、義務教育学校1校分も含む。

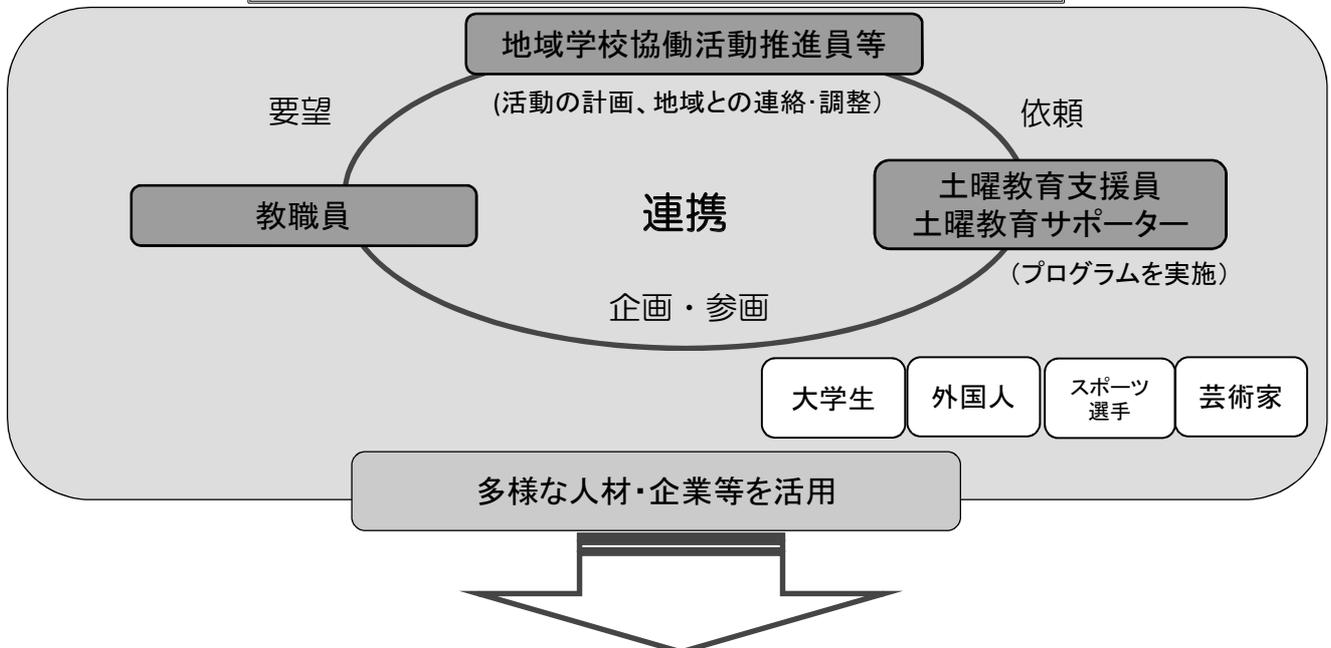
※放課後児童クラブ関連数値は厚労省放課後健全育成事業実施状況調査(平成30年5月1日現在)による。

外部人材を活用した教育支援

地域の多様な人材・企業等の豊かな社会資源を活用して、土曜日等にキャリア教育、英語学習、文化活動、学力向上に資する体験活動等体系的・継続的なプログラムを企画・実施する取組を推進する。



外部人材を活用した教育支援体制の仕組み



【プログラム例】

**社会人と語る
キャリア教育**

- ・様々な職種・経験をもつ社会人から学ぶ。
- ・仕事を模擬体験し、将来の自分を考える。

**芸術家による
「本物」の文化体験**

- ・プロの芸術家による作品制作や鑑賞方法を指導
- ・地域のイベントや学校行事等とタイアップした作品展示の場のセット



**在外経験者や
外国人による英語学習**

- ・“今日から使える”楽しい英会話
- ・“目指せ英検3級”



**学習機会の拡充を図る
「学力向上ゼミ」**

- ・エンジニアによる“使える算数・数学講座”
- ・科学実験教室

地域未来塾

学習の機会や学習習慣を定着させることが難しい家庭にある中学生等を対象に、大学生、元教員、民間教育事業者、NPO等の地域住民の協力やICT機器の活用等による学習支援を推進する。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト

学校支援

家庭教育支援

放課後支援

有機的な連携

外部人材を活用した教育支援

地域未来塾

地域未来塾の仕組み

中学生等を対象とした学習支援

- ・地域住民(民間教育事業者、NPO等)の協力
- ・ICT機器、ソフトウェア等の活用

※教育委員会等の管理下で、地域コーディネーター等が継続的・計画的に支援を行える体制づくりを進める。

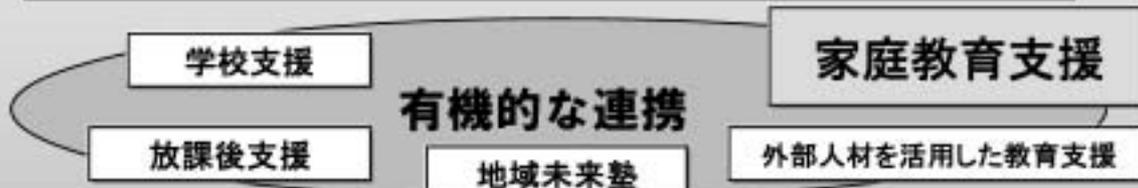
教員を志望する大学生、元教員など

中学生等の学習習慣の確立と基礎学力の定着
地域住民の力を生かした学習支援体制の構築

家庭教育支援

保護者へ学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト



家庭教育支援の定義

- (1) 保護者と子どもが安心して生活するための学びの場の提供
- (2) 家庭内の人間関係づくり・環境づくりのための取組

家庭教育支援の課題への対応

- (1) 「親学プログラム」のより効果的な展開(場を多く・質の向上)
- (2) 「親学プログラム」とは別に実施する、新しい取組

楽しく語り合う

悩みの共有

気づき

親としての成長

不安の解消

大人同士がつながる

子育てについて語り合う

親学ファシリテーター(親学プログラム・親学プログラム2の進行役)

親学プログラム

「わが子との関係性」の中で「家庭内における親の学び」を支援することを目的としたプログラム
【プログラム例】・親としての心構え・親子のコミュニケーション・しつけとルール

親学プログラム2

わが子だけでなく、「よその子・よその親・学校・地域との関係性」も考えるなど、「家庭外や地域社会における親の学び」を支援することを目的としたプログラム
【プログラム例】・親の社会的役割を考える・いじめや児童虐待防止について考える

【親学プログラム実施場所の例】

保育所

幼稚園

学校

公民館

図書館

職場

子育て支援センター

親学プログラム以外の取組 (地域の現状把握と目標・目的の明確化)

社会教育全体を通じた家庭教育支援の視点

既存事業の改善・工夫

福祉部局等との連携

平成31年度 家庭教育支援事業 実施予定

親学ファシリテーター数

※カッコ内は親学プログラム2に対応した親学ファシリテーター数（内数）



家庭教育支援事業(親学プログラム・親学ファシリテーター活用)の実施状況

	親学プログラムを活用した研修会数(回)							研修参加者数(延べ)[人]								
	県			市町村				計	県			市町村				計
	H22~25	H26	H27	H28	H29	H30	H22~25		H26	H27	H28	H29	H30			
計	574	170	235	220	184	181	1,564	15,909	4,890	6,266	5,935	4,523	4,628	42,151		

- H22~24 県による親学ファシリテーター養成開始
- H22~24 県による親学ファシリテーターの派遣
- H25~ 市町村が実施主体となり、ファシリテーター養成、親学プログラム・親学ファシリテーターを活用した研修を実施
- H26~ 「親学プログラム2」の試行実施、親学プログラム2に対応できるファシリテーターの養成
- H27 「親学プログラム2」実施版完成
- H28~29 親学プログラム2対応親学ファシリテーターブラッシュアップ研修、親学プログラム体験講座
- H30 親学プログラム体験講座を市町村支援へ移行

【県が実施する事業】

「企業等と連携した『職場で親学！！』モデル事業

「親学プログラム」を使った企業等での集まりや研修を実施する際、親学ファシリテーター（進行役）を無料で派遣します。



①申込

講座開催の
申込書を
提出

②開催決定

担当者と
日時・内容等を
相談・決定

③講座開催

市町村より
「親学ファシリテーター」
を派遣

④報告

終了後、報告書をHPよりダウンロードし、
電子メールまたはFAXにより提出
島根県 職場で親学 検索

事業名	1(3) 公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業
事業概要	市町村が地域の教育資源を活用し、地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるために、地域の拠点である公民館の機能強化、公民館活動の充実を図るための支援を行う。
事業内容	<p>①地域課題解決型公民館支援事業[リニューアル]</p> <p>地域の実態と課題を住民自身が把握・共有し、当事者意識を高めて課題に向き合う活動や人づくりに取り組む公民館を支援する</p> <p>○A型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小さな拠点づくり」の取組を加速させる人づくりを行う公民館を支援 ・「小さな拠点づくり」を進めているエリアの公民館を対象 ・1公民館上限300千円×20館 <p>○A'型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市型の課題」の解決へ向かう取組を加速させる人づくりを行う公民館を支援 ・「小さな拠点づくり」の対象外エリアの公民館を対象 ・1公民館上限300千円×5館 <p>○B型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決に関わる人づくりを行う公民館を支援 ・1公民館上限300千円×10館 ・5テーマ(若者の地域参画、生活課題の解決、防災を通じた絆づくり、子育て・家庭教育支援、その他の課題枠) <p>②公民館はじめの一步支援事業[継続]</p> <p>公民館が地域における役割を認識し、実際に新規事業を立ち上げ、実践することを通して公民館職員のスキルアップ・マインドアップを図り、公民館事業を通じた「地域を担う人づくり」に向かって自主的に進んでいく公民館を支援する。</p> <p>(a)はじめの一步チャレンジ (1 公民館上限100千円、1市町村最大3館)</p> <p>(b)継続的な研修実施 (1 市町村公連上限100千円)</p> <p>(c)成果発表会・フォーラムの開催 (1 市町村公連上限100千円)</p> <p>※1市町村公連上限500千円×5市町村公連程度</p> <p>※(a)必須、(b)または(c)のいずれか必須(両方も可)</p> <p>③公民館ふるさと教育推進事業[リニューアル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民(大人)に対するふるさと教育をより実践的・効果的に行う新たな活動を支援 ○「学びの場としての活動」及び「学びを活かす実践的な活動」を対象 ○1公民館上限100千円×10館 <p>④公民館ふるまい推進事業[継続]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公民館が行う地域住民のふるまい向上に関する活動を支援する。 ○1公民館上限50千円×20館程度 ○既存事業は対象外

地域課題解決型公民館支援事業(リニューアル)

「地域を担うひとづくり」⇒地域を担うひとづくりの拠点である公民館において行われる、地域課題の解決や市民意識の醸成に資する多様な学習活動や実践活動を支援

島根県総合戦略

「住民主体の取組の推進」⇒公民館における学び合い・ひとづくりの取組を通じて、地域の課題解決に向けた機運を醸成

公民館の「学び」「つながり」をつくる取組を通じて、地域課題解決を図ろうとする人づくりを推進

事業概要

【目的】

- ・地域課題の解決や市民意識の醸成などにつながる人づくりのための活動に取り組む公民館を支援
- ・人づくりを進める公民館のプロセス・手法を検証し、周知することで住民自らが主体となった地域課題解決の気運醸成

【事業内容】

○ 実施事業の区別

- A 型：「小さな拠点づくり」の取組を進めるための実行力を養う学びや体験を提供する事業を実施
- A' 型：「都市部の課題」の解決するための実行力を養う学びや体験を提供する事業を実施
- B 型：次の5テーマのいずれかにおいて、人づくりのプロセスや手法を明らかにする事業を実施
テーマ ①若者の地域参画 ②生活課題の解決 ③防災を通じた絆づくり
④子育て・家庭教育支援 ⑤その他の課題

○ 対象公民館、選定数、事業費の助成

- ・A 型：「小さな拠点づくり」の取組を進めている地域にある公民館等（20館程度）
- ・A' 型：「小さな拠点づくり」の対象地域外の地域にある公民館等（5館程度）
- ・B 型：県内の公民館等（10館程度） ※平成 28～30 年度の地域課題解決型公民館支援事業実施公民館は対象外
- ・選定された公民館に1館当たり300千円以内の事業費を当該年度に助成

○ 市町村の役割

- 本事業を実施するにあたり、市町村の公民館に対する積極的な関わりを期待する
- ・事業の目的を公民館と共有し、地域を担う人づくりに必要な条件・環境を整備及び支援する
- ・事業を効果的に実施するために公民館職員の資質向上を積極的に支援する
- ・事業実施後に成果と課題を整理し、他の公民館との共有を図る機会を設ける

○ 選定方法

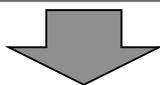
- ①提出された事業計画書及び予算計画書による書類審査
- ②実施を希望する公民館への直接聴取(面接)による審査

○ 事業実施の留意点

- ・地域住民はもとより、関係機関や団体、企業等の多様な主体との連携により、地域ぐるみで事業に取り組む
- ・事業の成果を活かし、地域住民が主体的な活動に取り組むなど地域づくりへの発展を視野に入れる
- ・公民館職員の資質向上を図るため、県立社会教育研修センターの実施する研修への積極的参加を促す

○ 成果の普及・啓発

- ・事業を実施した公民館の成果（課題を含む）を次年度（2020年度）公民館研究集会にて実践発表する
- ・事業の成果により主体的な取組に発展した場合は、地域振興や健康福祉等の他部局との効果的な連携を図る



- 地域住民や活動グループ同士の絆づくりと連動のきっかけ
- 各地域における地域課題の把握と整理・分析
- 公民館が仕掛ける学びと体験による人づくりのスキル・ノウハウの蓄積と職員の資質向上
- 課題意識の共有と地域づくりにつながる人材の養成・育成

公民館はじめの一步支援事業(継続)

島根の現状

- 「小さな拠点づくり」に向けた住民の意識醸成が必要
- 「教育の魅力化」を推進するための組織づくりが必要

公民館等の現状

- 地域課題を解決していく取組を進める公民館等の増加
- 地域貢献活動する地域住民を育成する公民館等の増加

公民館間、地域間の格差



要因 公民館等(職員)を取り巻く厳しい環境

- ・職員の多忙化・研修機会の減少
- ・人口減少、少子高齢化に起因する地域力の低下
- ・地域課題の複雑化・多重化

- 事務局業務などの負担が大きく、人を集めたり、学びの場を提供したりすることが難しい公民館等がある。
- 公民館等に対する研修の場が少なく、学びによる事業や活動の変化が見られにくい。

地域課題の解決に不可欠なのは「人づくり」
「人づくり」の拠点は公民館

事業概要

公民館等が地域における役割を認識し、「人を集わせる」「学びの場をつくる」等の取組を通して、「地域を担う人づくり」に向かって進んでいく公民館等の育成支援を行う。

県内において「人づくり」機能の空白をつくらないために、「新しい動きに手が出せない」「自信がない」
公民館等を“一歩進め”取組が必要

- 公民館等(職員)自体に自信・意欲をもたせる仕掛け
- 公民館等をサポートする市町村の意識改革、支援体制の構築

○事業費計 2,500 千円(5 市町村公連程度を想定)

県公連

助成

市町村公民館
連絡協議会等
[市町村]
(上限 500 千円)

① はじめの一步チャレンジ(1 公民館上限 100 千円)
集わせる・学びの場をつくる等の取組の実践

② 継続的な研修実施(1 市町村公連上限 100 千円)

③ 成果発表会・フォーラムの開催(1 市町村公連上限 100 千円)

※ ①必須、②または③のいずれかが必須(両方も可)

支援

社会教育課社会教育主事
東西社会教育研修センター社会教育主事

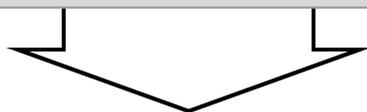
期待される効果

- 本来求められる公民館機能を有する公民館等の増加
- 「小さな拠点づくり」「教育の魅力化」に向かうための地域力の向上

公民館ふるさと教育推進事業(リニューアル)

【課題】

○地域の大人がふるさとの魅力や価値について再認識し、次世代につなげるとともに担い手を育成する必要がある。



【趣 旨】

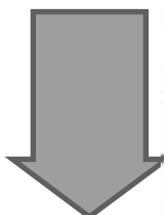
公民館等が大人を対象としたふるさと教育を行うことで、ふるさとの愛着と誇りをもち、次世代に伝え、守っていくようとする人材を育成する。

【事業内容】

大人が地域のよさを学んだり体験したりするふるさと教育を実施

○ふるさとの現状や歴史に改めて向き合うことで、その魅力や価値に気づき、理解を深める学びの場を提供する。

○ふるさとの「ひと・もの・こと」を次世代に伝え、守っていく活動を実施する。



公民館
区単位

地 域 住 民

大人が地域のよさを学んだり、体験したりする事業の実施

○ふるさとの魅力や価値に気づき、理解を深める学びの場を設定

(例) ふるさとの自然・歴史などを学ぶ講座、ふるさとの名所・旧跡探訪、ふるさと検定 など

○ふるさとの「ひと・もの・こと」を次世代に伝え、守っていく活動の実施

(例) ふるさとガイド養成、ふるさとフォーラム、伝統文化の復活・継承、名所・旧跡の保護活動、ふるさとPRマップの作成 など



○ふるさとの誇りをもち、次世代に伝え、守っていく大人
○ふるさとの良さや課題に気づき、主体的に行動する大人

公民館ふるまい推進事業(継続)

【趣 旨】

親世代や親子でのふるまいに関する取組を推進する公民館等に助成することにより、地域におけるふるまい推進の気運醸成を図る。

【事業内容】

親世代をはじめとする大人のふるまいの意識を高め、それらを地域全体に広げるために、公民館ふるまい推進事業を実施する公民館に対して支援を行う。

・公民館等を拠点としたふるまいの向上、定着を図る活動を支援

・公民館等への活動助成金を交付(市町村へ交付)

※事業エリアは、1公民館区または小学校区が原則 1事業 5万円程度×20館程度

※既存事業は対象外

【事業例】

・地域住民のふるまいの意識を高め、それらを地域全体に広げるため、ふるまいに関する取組で、規範意識、コミュニケーション力、基本的な生活行動、生活習慣の向上・確立等につながる学習活動を実施する次のいずれかの要件に該当する事業

(1) 保護者を対象とした、ふるまいの向上・定着を図る活動

(2) 子どもと若い親世代が、より多くの人と関わりながら、ふるまいの向上・定着を図る活動

(3) 家庭や地域におけるふるまいの向上・定着を図る活動

※ いずれも活動の目的が「ふるまい向上」をねらったもの

広く地域住民(子ども、大人)を対象としたふるまい向上につながる研修、講座の開催

公民館等を中心として、家庭、学校と連携したふるまい向上の取組
(あいさつ運動、生活習慣定着の取組 等)

ふるまい向上・定着をねらった体験活動の実施

子どもとその保護者、さらにすべての世代へのふるまいの定着
家庭教育・子育て支援の充実

しまねのふるまい推進プロジェクト

県全体として「ふるまい(礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやりの総称)」の向上を目指し、子どもと保護者、さらに全ての世代へのふるまいの定着と家庭教育・子育て支援の充実及び気運の醸成を図る。

事業名	1(4) 社会教育主事確保・養成事業
事業概要	<p>県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣し、社会教育主事の専門性を活かした社会教育を推進する。あわせて地域社会における地域課題を自ら解決しようとする人づくり、地域づくりを推進する。</p>
事業内容	<p>①社会教育主事派遣制度 学校・家庭・地域住民の連携協働関係を各市町村で具体的に構築していくための人的基盤づくりとして、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣する。 派遣社会教育主事は、緊急な課題事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。</p> <p>②社会教育主事講習派遣 公立小中学校教員等に社会教育主事の資格を取得させるため、広島大学で開講される社会教育主事講習へ派遣する。(12名程度)</p> <p>③地域教育力市町村支援事業 派遣社会教育主事や市町村の社会教育主事担当者を対象とした社会教育に関する専門的な内容の研修会を開催する。 ・新任派遣社会教育主事等研修会(年1回) ・派遣社会教育主事等研修会(年3回) ・社会教育主事有資格者・社会教育主事実践交流会(年1回)</p>

社会教育主事派遣制度の概要

子どもたちを取り巻く課題

- 学校教育をめぐる課題
- 家庭教育をめぐる課題
- 放課後等をめぐる課題

地域社会を取り巻く課題

- 人口減少による地域存続にかかると課題
- 絆づくり、連帯意識にかかると課題

島根を愛し世界を志す
心豊かな人づくり

第2期しまね教育ビジョン21

社会教育の展開

- (1) 学校・家庭・地域の連携
協力による教育の推進
- (2) 社会教育の振興

県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣

派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

【職務】

- ◆ 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
 - 子どもの教育に関わる人々のネットワーク化への支援
 - 子どもの教育を支援する地域の組織・体制整備
 - 県社会教育行政の重点施策の推進(結集!しまねの子育て協働プロジェクト 等)
- ◆ 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
 - ふるさとへの愛着と誇りを高めるための生涯学習・社会教育事業の推進
 - 中学校区における学校支援体制の整備とネットワーク化
 - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
- ◆ 地域づくりを担う人づくりの推進
 - 地域を守り、創っていく人づくりをめざす社会教育関係者・公民館活動への支援
 - 市町村担当者との協働による社会教育事業の企画・実施・評価
 - 社会教育行政と他部局、他機関等との協働を進めるコーディネート

【派遣者数と派遣先】(平成31年度)

- ◆ 派遣者数 24名
- ◆ 派遣先市町村数 7市9町1村

【派遣期間】

原則として4年以内

期待される効果

- ◆ 学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育の充実
 - 地域をあげて子どもの教育に関わろうとする気運の醸成
 - 子どもの教育に関わる地域の人々や団体、諸機関のネットワーク化
 - 人々のつながりづくりと地域の教育力の向上 など
- ◆ ふるさとへの愛着と誇り、理解の高まり
 - 地域住民のふるさとへの理解と次世代育成の促進
 - 子どもたちのふるさとへの愛着や誇りの醸成と地域貢献に対する意欲の喚起
 - 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育の充実 など
- ◆ 地域を守り、創っていく人づくりの推進
 - 地域の課題解決に向けた幅広い学習・実践活動の充実
 - 持続可能な地域づくりに参加・参画する住民の増加
 - 住民による地域づくりを支援する行政や民間との連携体制の構築 など

事業名	1(5) 家庭教育の支援体制整備事業
事業概要	<p>地域、学校、家庭が連携・協働して持続可能な地域づくりのために多世代をつなぎ、地域、学校、家庭が抱える課題の解決に向けた取組を支援し、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成する。</p>
事業内容	<p>①島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA合同研修会 県幼こども園・小中・高・特別支援PTA連絡協議会やPTA合同研修会の開催を通して、地域の教育力向上や学校・家庭・地域の連携強化、教育環境の改善を図る。</p> <p>②学校・家庭・地域をつなぐPTA活動活性化事業 親世代が中心となって構成されるPTA等に事業委託を行い、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成する。</p> <p>〔目的〕 学校・家庭・地域を取り巻く課題は、地域によって様々であり、家庭教育の第一義的責任を負う親が主体となって活動することで、多様な世代を巻き込みながら、課題解決に向けた取組を行うことを推進する。この取組により、親世代の学びと多世代の交流が生まれ、地域を担う次世代を育成するとともに、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成し、地域の教育力の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>県内5団体に事業委託 1団体100千円程度×5団体＝500千円</p> </div> <p>〔委託内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA等が中心となって、学校・家庭・地域・団体との連携を図り、多世代が交流できる活動 ・親世代が、自ら地域のよさを見つけたり、地域に誇りをもったりできる活動 ・親世代が、つなぎ役となり、地域の伝統文化継承等の担い手育成につながる活動 ・親世代が、地域とのつながりを深め、地域活動に参画していくきっかけとなる活動 等 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>〔期待される効果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代の交流が生まれ、地域の絆を深め、地域を担う次世代の育成を推進 ・学校・家庭・地域が抱える課題を地域全体で解決していこうとする気運を醸成 ・学校・家庭・地域が連携した活動等により、従来のPTA活動の活性化

しまねの家庭教育応援プロジェクト

目的

親学プログラムを活用した学びの機会の提供を中心に、家庭教育支援につながる様々な取組を総合的に推進することで、各市町村における家庭教育支援に関する取組を促進する。

【家庭教育支援における基本的考え方】

①家庭教育支援の定義

- (1) 保護者と子どもが安心して生活するための学びの場の提供
- (2) 家庭内の人間関係づくり・環境づくりのための取組

②家庭教育支援の課題への対応

- (1) 「親学プログラム」のより効果的な展開（場を多く・質の向上）
- (2) 「親学プログラム」とは別に実施する、新しい取組

(1) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト

①親学プログラムの普及・定着

保護者への学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。

②職場で親学！！事業

企業等と連携して社員研修に「親学ファシリテーター」を派遣し、参加型の学習プログラムを通して親の役割や子どもへの関わり方等についての気づきを促すことにより、学校やPTA活動、公民館等で行われる家庭教育に関する学習活動に参加しにくい「働く親向けの学びの機会」を提供する。

③地域未来塾

学習機会を得ることや学習習慣を定着させることが難しい家庭にある中学生等を対象に、地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を推進する。

(2)家庭教育の支援体制整備事業

①島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA合同研修会

地域の教育力向上や学校・家庭・地域の連携強化、教育環境の改善等を図る連絡協議会及び研修会を開催する。

②学校・家庭・地域をつなぐPTA活動活性化事業

持続可能な地域づくりのために親世代が中心となって、多世代をつなぎ、学校・家庭・地域が抱える課題の解決に向けた取組を推進するため、前頁にある内容の事業を県からの委託により実施する。

事業名	2(1) 子ども読書活動推進事業
事業概要	子どもと本をつなぐ活動の充実を図り、子どもの読書を支える人を育て、あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える。
事業内容	<p>① 子ども読書活動推進会議の開催 [学識経験者等計13名で構成] ・第4次子ども読書活動推進計画の進行管理 ・子ども読書を推進する具体的取組について協議</p> <p>② しまね子ども読書フェスティバルの開催 県内3か所において、子ども読書の推進に関する取組を委託事業で実施する。 ・内容:未就学児を中心とした読書普及の推進 ブックトークやストーリーテリング、外部講師による読み聞かせ講座の開催、絵本の展示 など</p> <p>③ 読みメンプロジェクト 「読みメンてちょう」を県内に配布し、男性による絵本の読み聞かせの普及を推進する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">子どもの読書活動の推進に関する法律(第2条抜粋) 子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの</p> <p style="text-align: center;">基本目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>子どもと本をつなぐ活動の充実を図る</p> <p>○就学前からの読書習慣づくり ○読む力や情報を活用する力の育成</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>子どもの読書を支える人を育てる</p> <p>○図書館への人材配置の推進 ○専門性を高める人材研修</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える</p> <p>○一人一人の読書を支える環境の整備 ○推進体制の充実 ○普及啓発活動の推進</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">豊かな心 ←→ 確かな学力</p> <p style="text-align: center;">本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">感性・想像力</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">情報を活用する力</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">ふれあう読書</div> <div style="text-align: center;">楽しむ読書</div> <div style="text-align: center;">調べる読書</div> <div style="text-align: center;">考える読書</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 20%;"> <p>目指す方向性</p> </div> <div style="width: 60%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>就学前</p> <p>保護者や保育者と一緒におはなしや絵本と日常的にふれあい、図書館に親しむ</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>小中学生</p> <p>学校図書館を有効に利用し、読む力や情報を活用する力を身に付ける</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>高校生</p> <p>読解力を養うとともに、本をはじめとする様々な情報を用いて、自らの課題解決に向け評価・熟考できる力を身に付ける</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">発達段階に応じた読書活動の中で、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付ける</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>大人(家庭・地域)</p> <p>自ら読書を楽しむとともに、子どもと読書をつなぎ、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付ける環境を整える</p> </div> </div>

事業名	3(1) 社会教育研修センター事業
事業概要	<p>「地域力」の醸成に資する人材[社会教育指導者(市町村社会教育担当者・公民館等職員等)及び社会教育にかかわる方]の養成を推進。</p> <p>社会教育関係者が社会教育の振興、生涯学習の推進を図ることができるよう、情報提供や相談対応等の取組を進める。</p>
事業内容	<p>①人材養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者別研修 (兼)市町村社会教育担当者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員研修 ・公民館等職員研修 ・コーディネーター研修 ・ファシリテーター養成講座 ・地域魅力化プログラム体験講座 ○全体研修 <ul style="list-style-type: none"> ・しまねの社会教育基礎講座 ・しまねの社会教育フォーラム2019 ○社会教育主事講習[B] <p>②社会教育にかかわる調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しまね学習支援プログラム」の普及 ・「親学プログラム」「地域魅力化プログラム」に関する調査 ・公民館等実態調査 ・市町村の社会教育にかかわる研修状況調査 <p>③社会教育の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報紙「しまねの社会教育だより」の発行 ・ホームページの活用 <p>④学習相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談に応じ、学習情報を提供(東部・西部) ・視聴覚センターでの教材貸出・閲覧(東部) ・放送大学浜田コーナーの運営 (西部) <p>⑤市町村支援</p> <p>市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう研修を支援</p>

事業名	3(2) 図書館事業
事業概要	<p>県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化する。</p> <p>子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図る。</p>
事業内容	<p>①図書館活動推進事業 『県民の課題解決を支援する県立図書館』・『情報の拠点となる図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レファレンスサービスの提供 ・ビジネスパーソン、高齢者、障がい者などに対するサービスの提供 ・県民一人ひとりの課題に応じた学習機会の提供 ・多様な資料・情報の整備 ・情報活用環境の整備 ・ニーズや時代に即した情報発信の充実 ・図書館の管理運営 <p>②図書館業務市町村支援事業 『地域の図書館を支援する県立図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村図書館等への運営支援 ・図書館ネットワークの活用 ・図書館職員の資質向上のための支援 <p>③子ども読書推進事業 『子どもの読書活動を支援する県立図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動の普及・啓発 ・学校等への支援 ・子ども読書センター機能の充実 <p>④郷土資料整備収集事業 『郷土の歴史や文化を継承し、情報発信する県立図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料の収集 ・保存・郷土資料の提供 ・郷土関係レファレンス(調査・相談)の充実 <div style="text-align: center;">  <p>鳥取県立図書館イメージキャラクター ぶっくまんとしおりちゃん (キャラクター作成：鳥取県鳥取市在住絵本作家かげやままきさん)</p> </div>

事業名	3(3) 青少年の家事業	
事業概要	「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などを通して青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上のための研修、地域や職場などの研修及び交流活動などの場を提供する。	
事業内容	<p>①研修支援事業 湖面活動(カッター、サバニ等)、野外活動、レクリエーション活動、創作活動等の様々な体験や研修ができるよう、施設やプログラムを提供し、指導を行う。 学校等の宿泊研修のほか、子ども会、部活動、職場研修、高齢者サロン等多様な団体・個人の研修での利用が可能。</p> <p>②主催事業 青少年の健全育成と県民の教養文化の向上に資するため、施設開放、自然体験活動、生活体験活動、家族での交流活動などの機会を提供する。</p>	
	事業名及び実施時期等	事業のねらい
	フェスティバル ①春のオープンデー(5月) ②湖面カーニバル(6月) ③サン・レイク フェスティバル(10月) [対象]一般	施設設備を広く県民に開放し、青少年の体験活動の場、地域の交流の場を提供し、「青少年の家」の施設の理解と活用の促進に資する。
	にんにんチャレンジ (12月)1泊2日 [対象]年長児～小学2年	親元を離れて共同での生活体験、自然体験を通して、困難に立ち向かい、最後までやり遂げる力を育成するとともに、基本的な生活習慣の形成を図る。
	キッズチャレンジ (7～11月)1泊2日 [対象]小学3・4年	
	サマーチャレンジ (8月)6泊7日 [対象]小学5年～中学3年	
	にこにこファミリー (2月)1泊2日 [対象]小学生を含む家族	家族や家族同士が触れ合うプログラムを体験する中で、交流を深めるとともに、家庭の教育力向上に資する。
	体験活動支援者養成講座 (5～6月)1泊2日 [対象]高校生・大学生、一般	地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上を図り、併せて社会貢献への意欲を高める。
	わくわく体験講座 (11月～3月)日帰り他 [対象]家族、一般	プログラムの体験講座や、施設の開放を行い、「青少年の家」の施設の理解と利用の促進を図る。

事業名	3(4) 少年自然の家事業																								
事業概要	小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図る。																								
事業内容	<p>①研修支援事業 冒険の森(フィールドアスレチック)活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに、参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供する。 学校等の宿泊研修のほか、子ども会、部活動、職場研修、高齢者サロン等多様な団体・個人の研修利用が可能。</p> <p>②主催事業 青少年の健全育成と県民の教養文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供する。</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名及び実施時期等</th> <th>事業のねらい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用団体指導者研修会 (前期:4月・後期:7月) [対象]入所予定団体担当者</td> <td>利用予定団体の指導者が集団宿泊研修の教育的意義、内容、方法等について理解し、各団体が調整しながら、体験活動を効果的に展開するためのプログラム案を作成する。</td> </tr> <tr> <td>チャレンジ・ザ・サマー (7月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者</td> <td>自然の家の既存活動プログラムの魅力を引き出し発展させた活動を提供して、親子や家族間同士の“絆”を深める。</td> </tr> <tr> <td>ミニキャンプIN自然の家 (8月)1泊2日・2回 [対象]小学生とその保護者</td> <td>ケビン棟宿泊や野外炊飯活動により、キャンプの基礎を学び、さらに活動プログラムを体験することにより、家族間の交流を図る。</td> </tr> <tr> <td>ジュニア・サマー・キャンプ (8月)5泊6日 [対象]小学5・6年生</td> <td>日常の生活では味わえない経験を通して、新たな発見や気づきをもとにした自分づくりのきっかけとし、心身ともにたくましく生きる力の育成につなげる。</td> </tr> <tr> <td>オープンデー(10月) [対象]一般 (中学生以下は保護者同伴)</td> <td>広く県民に施設開放をして、自然体験や親子の交流活動の機会を提供するとともに施設のプログラムを周知して、施設の利用促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>子ども探検隊in自然の家 (10月)1泊2日 [対象]小学2・3・4年生</td> <td>様々な自然体験活動を通して、五感を刺激し、豊かな感性を養う。与えられた課題や役割をやり遂げ、仲間と共に活動することの喜びを味わう。</td> </tr> <tr> <td>森と海のつどい (アクアスとの連携事業) (11月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者</td> <td>集団生活体験や自然体験を通して、人間関係を形成する力、自己有用感や自尊感情など豊かな心の育成を図る。</td> </tr> <tr> <td>ジュニア・ウインター・キャンプ (12月)2泊3日 [対象]小学4～6年生</td> <td>異年齢集団での自然体験活動を通して、人や自然とのかかわりを重視し、心身ともにたくましく生きる力を育成する。</td> </tr> <tr> <td>ボランティアスタッフ養成講座 (2月)1泊2日 [対象]小学5・6年生、 中・高校生、大学生</td> <td>少年自然の家事業の活動支援スタッフとしてのスキルを宿泊研修により養成する。</td> </tr> <tr> <td>かわいい子には旅をさせよう! (12・1月)1泊2日・2回 [対象]年長児と小学1年生</td> <td>宿泊体験活動を通して、基本的な生活習慣や集団生活の適応力を身につける。</td> </tr> <tr> <td>わくわくちびっこでー(毎月1回) [対象]一般 (中学生以下は保護者同伴)</td> <td>どんぐりの谷や冒険の森、体育館等を開放し、自然体験や体力向上の機会を提供するとともに、広く施設の利用促進を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名及び実施時期等	事業のねらい	利用団体指導者研修会 (前期:4月・後期:7月) [対象]入所予定団体担当者	利用予定団体の指導者が集団宿泊研修の教育的意義、内容、方法等について理解し、各団体が調整しながら、体験活動を効果的に展開するためのプログラム案を作成する。	チャレンジ・ザ・サマー (7月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	自然の家の既存活動プログラムの魅力を引き出し発展させた活動を提供して、親子や家族間同士の“絆”を深める。	ミニキャンプIN自然の家 (8月)1泊2日・2回 [対象]小学生とその保護者	ケビン棟宿泊や野外炊飯活動により、キャンプの基礎を学び、さらに活動プログラムを体験することにより、家族間の交流を図る。	ジュニア・サマー・キャンプ (8月)5泊6日 [対象]小学5・6年生	日常の生活では味わえない経験を通して、新たな発見や気づきをもとにした自分づくりのきっかけとし、心身ともにたくましく生きる力の育成につなげる。	オープンデー(10月) [対象]一般 (中学生以下は保護者同伴)	広く県民に施設開放をして、自然体験や親子の交流活動の機会を提供するとともに施設のプログラムを周知して、施設の利用促進を図る。	子ども探検隊in自然の家 (10月)1泊2日 [対象]小学2・3・4年生	様々な自然体験活動を通して、五感を刺激し、豊かな感性を養う。与えられた課題や役割をやり遂げ、仲間と共に活動することの喜びを味わう。	森と海のつどい (アクアスとの連携事業) (11月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	集団生活体験や自然体験を通して、人間関係を形成する力、自己有用感や自尊感情など豊かな心の育成を図る。	ジュニア・ウインター・キャンプ (12月)2泊3日 [対象]小学4～6年生	異年齢集団での自然体験活動を通して、人や自然とのかかわりを重視し、心身ともにたくましく生きる力を育成する。	ボランティアスタッフ養成講座 (2月)1泊2日 [対象]小学5・6年生、 中・高校生、大学生	少年自然の家事業の活動支援スタッフとしてのスキルを宿泊研修により養成する。	かわいい子には旅をさせよう! (12・1月)1泊2日・2回 [対象]年長児と小学1年生	宿泊体験活動を通して、基本的な生活習慣や集団生活の適応力を身につける。	わくわくちびっこでー(毎月1回) [対象]一般 (中学生以下は保護者同伴)	どんぐりの谷や冒険の森、体育館等を開放し、自然体験や体力向上の機会を提供するとともに、広く施設の利用促進を図る。
	事業名及び実施時期等	事業のねらい																							
	利用団体指導者研修会 (前期:4月・後期:7月) [対象]入所予定団体担当者	利用予定団体の指導者が集団宿泊研修の教育的意義、内容、方法等について理解し、各団体が調整しながら、体験活動を効果的に展開するためのプログラム案を作成する。																							
	チャレンジ・ザ・サマー (7月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	自然の家の既存活動プログラムの魅力を引き出し発展させた活動を提供して、親子や家族間同士の“絆”を深める。																							
	ミニキャンプIN自然の家 (8月)1泊2日・2回 [対象]小学生とその保護者	ケビン棟宿泊や野外炊飯活動により、キャンプの基礎を学び、さらに活動プログラムを体験することにより、家族間の交流を図る。																							
	ジュニア・サマー・キャンプ (8月)5泊6日 [対象]小学5・6年生	日常の生活では味わえない経験を通して、新たな発見や気づきをもとにした自分づくりのきっかけとし、心身ともにたくましく生きる力の育成につなげる。																							
	オープンデー(10月) [対象]一般 (中学生以下は保護者同伴)	広く県民に施設開放をして、自然体験や親子の交流活動の機会を提供するとともに施設のプログラムを周知して、施設の利用促進を図る。																							
	子ども探検隊in自然の家 (10月)1泊2日 [対象]小学2・3・4年生	様々な自然体験活動を通して、五感を刺激し、豊かな感性を養う。与えられた課題や役割をやり遂げ、仲間と共に活動することの喜びを味わう。																							
	森と海のつどい (アクアスとの連携事業) (11月)1泊2日 [対象]小学生とその保護者	集団生活体験や自然体験を通して、人間関係を形成する力、自己有用感や自尊感情など豊かな心の育成を図る。																							
	ジュニア・ウインター・キャンプ (12月)2泊3日 [対象]小学4～6年生	異年齢集団での自然体験活動を通して、人や自然とのかかわりを重視し、心身ともにたくましく生きる力を育成する。																							
	ボランティアスタッフ養成講座 (2月)1泊2日 [対象]小学5・6年生、 中・高校生、大学生	少年自然の家事業の活動支援スタッフとしてのスキルを宿泊研修により養成する。																							
かわいい子には旅をさせよう! (12・1月)1泊2日・2回 [対象]年長児と小学1年生	宿泊体験活動を通して、基本的な生活習慣や集団生活の適応力を身につける。																								
わくわくちびっこでー(毎月1回) [対象]一般 (中学生以下は保護者同伴)	どんぐりの谷や冒険の森、体育館等を開放し、自然体験や体力向上の機会を提供するとともに、広く施設の利用促進を図る。																								

事業名	3(5) 社会教育総合推進事業
事業概要	<p>社会教育に関する専門的知見や実戦経験を有する有識者の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の会議を開催する。</p> <p>現在活動している県内の少年団体から、活動が他の団体の範となる、優れた団体を表彰し、少年団体活動の振興を図る。</p>
事業内容	<p>①島根県社会教育委員の会 社会教育法及び県条例に基づき委嘱した社会教育委員の会議を開催。</p> <p>※社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べることができる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>島根県社会教育委員に関する条例（平成26年3月18日 島根県条例第27号） （設置） 第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、島根県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。 （委嘱の基準） 第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。 （定数） 第3条 委員の定数は、20人以内とする。 ※現在の委員数は12人 （任期） 第4条 委員の任期は、2年とする。 ※現委員任期:平成30年6月24日～新元号2年(2020年)6月23日</p> <p>2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。</p> </div> <p>②優良少年団体表彰 幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ表彰する。 67年間続いている歴史ある表彰である。</p> <p>[表彰基準] ・地域環境の浄化活動、美化活動、福祉活動、読書活動等のボランティア活動 ・伝統文化の継承、新しい地域文化の創造</p>

事業名	4(1) 部活動地域指導者活用支援事業
事業概要	公立中学校・県立学校の文化部活動において、専門的な指導者がいない場合などに部活動指導員・地域指導者を活用する学校を支援する。
事業内容	<p>①部活動地域指導者活用支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部活動指導員の活用 部活動の顧問になることができる「部活動指導員」を配置することで、教員の部活動指導に係る時間を軽減させる。 ○地域指導者の活用 専門的な指導者がいない部活動に「地域指導者」を配置することで、文化部活動の活性化、活動水準の維持・向上を図る。 <p>[負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部活動指導員(報酬単価:1,600円/時間) 公立中学校 : 国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 県立学校 : 県 10/10 ○地域指導者(謝金単価:1,000円/時間) 公立中学校 : 県 2/3、市町村 1/3 県立学校 : 県 10/10 <p>②地域と中学校の文化部活動支援事業</p> <p>中学校の文化部による「地域貢献活動」や「異世代間交流活動」に係る活動を支援し、地域における文化部活動への理解と関心を高揚させることにより、中学校の文化部活動の活性化を図るほか、中学生自身の自尊感情の醸成、ふるさとを愛する心・誇りに思う心を育む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域貢献活動 …福祉施設への訪問活動や地区祭り等の地域活動への参画、地域の課題解決へ向けた取り組みなどの活動 ○異世代間交流活動 …保育所・幼稚園等への指導・交流、公民館サークルと連携した活動交流など、異世代への働きかけを企画・運営する交流活動 <p>③島根県高等学校文化連盟専門部合同研修会の開催支援</p> <p>島根県高等学校文化連盟が各専門部単位で実施するスキルアップのための合同研修会に対し経費を助成する。</p>



部活動地域指導者活用支援事業

1. 部活動地域指導者活用支援事業のスキーム

項目	部活動指導員			地域指導者		
職務	○部活動指導（顧問可） 実技指導、知識・技能指導、点検、管理、 会計管理、大会・練習試合等の引率、 保護者への連絡、指導計画の作成、 生徒指導に係る対応、事故対応 等			○顧問教員が行う指導への協力（顧問不可） 実技指導、知識・技能指導		
任用	学校設置者					
報酬・謝金	1,600円/h			1,000円/h		
対象と負担割合	国	県	市町村	国	県	市町村
市町村立中学校	1/3	1/3	1/3	/	2/3	1/3
特支（中等部）	1/3	2/3	/	/	10/10	/
県立高校（含特支）	/	10/10	/	/	10/10	/

2. 「部活動の在り方に関する方針（平成31年2月策定）」における休養日・活動時間の基準

成長期にある生徒が、学業、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、中学校・高等学校それぞれの基準を以下のとおりとする。

	中学校 ※国と同じ		高等学校	
	学期中	長期休業中	学期中	長期休業中
休養日	週当たり2日以上 (平日1日、土日1日)	学期中と同じ	週当たり1日以上	学期中と同じ
活動時間	平日:長くとも2時間程度 休業日:長くとも3時間程度	長くとも 3時間程度	平日:長くとも3時間程度 休業日:長くとも4時間程度	長くとも 4時間程度

○運用上の留意点

- ・休養日の設定に当たっては、「しまね家庭の日」(毎月第3日曜日)の取組を考慮
- ・休養日に大会等が開催された場合、大会終了後の早い時期に休養日を設定
- ・学業の終業時間が違うこともあるため、曜日によって活動時間を変更する等適切に設定
- ・季節(日没時刻)によって活動時間を変更する等適切に設定
- ・マリンスポーツやウィンタースポーツのように活動時期に特徴がある場合、季節によって活動時間(活動終了時刻)を変更する等、適切に設定
- ・体育館やグラウンドの使用ローテーションや、天候により活動場所や時間に制約がある場合、活動時間を変更する等、適切に設定

○基準を超えて活動を行う場合の留意点

- ・大会前の練習、合宿や遠征、練習試合を実施する際、基準を超えて活動する場合は、必ず生徒及び保護者の了承を得て活動するとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日の直後に、休養日の追加設定や活動時間の短縮を行う等適切に対応

事業名	4(2) 青少年文化活動推進事業
事業概要	<p>児童生徒の文化・芸術活動に対する顕彰制度や、島根県高等学校文化連盟と連携した高校文化活動への各種支援により、青少年文化活動の推進を図る。</p> <p>また、文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会を提供する。</p>
事業内容	<p>①青少年文化活動の向上・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島根県児童生徒学芸顕彰 <ul style="list-style-type: none"> 文化・芸術分野における全国大会において入賞した児童、生徒及び功績顕著な指導者を教育長が顕彰する。 <p>②青少年文化活動の普及・振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島根県高等学校部門別文化祭の共催 <ul style="list-style-type: none"> 島根県高等学校文化連盟(県高文連)の各専門部が、部門別に実施する活動成果発表会等の基幹事業を支援する。(県高文連への負担金交付) ○全国高等学校総合文化祭への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> 全国高等学校総合文化祭へ参加する生徒の参加経費(旅費等)を一部補助する。(県高文連への補助金交付) ○高等学校文化活動に関する窓口機能強化 <ul style="list-style-type: none"> 文化活動に関する連絡調整窓口である県高文連の事務局体制の充実(非常勤嘱託職員の雇用)を支援する。(県高文連への負担金交付) <p>③文化芸術に親しむ機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術による子供の育成事業[巡回公演事業](文化庁事業) <ul style="list-style-type: none"> 小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。 ○伝統文化親子教室事業(文化庁事業) <ul style="list-style-type: none"> 伝統文化及び生活文化に関する活動を体験・習得する機会を提供する。 ○島根県児童青少年演劇地方巡回公演 <ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人日本児童青少年演劇協会と連携し、良質な児童演劇(公演:劇団風の子)を提供する。 ○島根県青少年劇場小公演 <ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人日本青少年文化センターと連携し、良質な芸術公演を提供する。

「教育魅力化」推進事業

1 中山間地域・離島の県立高校の魅力化の推進〔拡充〕

(単位：千円)

	H30①	H31②	増減 ②-①	備 考
(1) 高校魅力化活動費交付金 (県10/10)	51,000	51,000	0	県立高校を対象とする魅力化協議会(自治体・地域・高校)へ活動費を交付
継続(8協議会) 【対象校】横田、飯南、島根中央、矢上、吉賀、津和野、隠岐島前、隠岐・隠岐水産	26,000	26,000	0	@3,000(1協議会に高校1校の場合) @5,000(1協議会に高校2~3校の場合)
H29~継続(3協議会) 【対象校】大東・三刀屋・掛合分校、大田・遷摩、益田・益田翔陽	15,000	15,000	0	@5,000(1協議会に高校2~3校の場合)
H30~継続(2協議会) 【対象校】江津・江津工業、浜田・浜田商業・浜田水産	10,000	10,000	0	@5,000(1協議会に高校2~3校の場合)
(2) 活力を生む人の流れづくり	10,052	14,013	3,961	HP管理費、しまね留学合同説明会開催費、高校めぐりバスツアー経費、私塾広報委託料、卒業生ネットワーク構築費等
(3) 萩・石見空港利用者向け 高校巡りバスツアー	3,300	3,220	▲ 80	萩・石見空港発着のバスツアー経費 航空機利用助成あり
(4) 持続可能な基盤づくり	3,269	3,591	322	コーディネーター等研修費、シンポジウム開催費、【新】能力開発研修開催費
(5) 地域との協働による 高等学校教育改革推進事業	—	30,000	30,000	国10/10事業
(6) 高校魅力化コンソーシアム 先導モデル創出事業	—	30,191	30,191	【委託】サポート人員配置(3名)、研修会実施、外部資金獲得
(7) 事務局経費	9,624	9,643	19	職員旅費、 教育魅力化特命官等人件費
小 計	77,245	141,658	64,413	

2 中山間地域・離島における市町村の「教育魅力化」の支援〔拡充〕

(単位：千円)

	H30①	H31②	増減 ②-①	備 考
(1) 教育魅力化支援交付金 (県1/2)	70,000	63,000	▲ 7,000	中山間地域・離島の市町村が、「1 高校魅力化」に併せて小中学校等における「教育の魅力化」を一体的・系統的に進める場合、その取り組みを財政支援 上限@ 10百万円×1/2
(2) 統括プロデューサー 配置費交付金(県1/2)	21,000	32,500	11,500	中山間地域・離島における「教育魅力化」の取り組みを総合調整し、地域の気運を醸成するため、市町村が配置する統括プロデューサーの経費を財政支援 上限@ 7百万円×1/2
小 計	91,000	95,500	4,500	

0

3 ふるさと教育の推進(対象：全市町村)

(単位：千円)

	H30①	H31②	増減 ②-①	備 考
ふるさと教育推進事業	25,340	24,995	▲ 345	市町村交付金 教員対象研修開催費 等

4 合計

(単位：千円)

	H30①	H31②	増減 ②-①	備 考
合 計	193,585	262,153	68,568	

社會教育

流儀

Ⅲ 資料編(目次)

1 関係法令(抜粋)	
(1) 教育基本法	41
(2) 社会教育法	42
(3) 子どもの読書活動の推進に関する法律	46
2 社会教育主事派遣制度関係資料	
(1) 社会教育主事派遣要綱	47
(2) 社会教育主事派遣人数の推移	51
3 県立社会教育施設関係資料	
(1) 社会教育研修センター	52
(2) 県立図書館	54
(3) 県立青少年の家	56
(4) 県立少年自然の家	57
4 附属機関等一覧	58
5 条例一覧	59
6 計画等一覧	60
7 社会教育関係表彰一覧	61
8 県内公共図書館一覧	65
9 県内公民館等一覧	66
10 県内市町村の社会教育行政・生涯学習振興行政所管部署一覧	74
11 島根県教育庁社会教育課所掌事務	75

1 関係法令（抜粋）

（1）教育基本法（平成18年12月22日 法律第120号）

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(2) 社会教育法 (昭和24年6月10日 法律第207号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関する事。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関する事。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

(都道府県の教育委員会の事務)

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行う事。
 - 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関する事。
 - 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関する事。
 - 四 市町村の教育委員会との連絡に関する事。
 - 五 その他法令によりその職務権限に属する事項
- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事等

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

- 2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

第三章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

第六章 学校施設の利用

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

- 2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。
- 3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。
- 4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

(3) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

2 社会教育主事派遣制度関係資料

(1) 社会教育主事派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第2項第8号に基づき、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

(職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 地域づくりを担う人づくりの推進

(派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
 - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が一の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の方限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 派遣社会教育主事の給与（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）及び退職手当は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。

2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、第4項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された教職員（「再任用派遣社会教育主事」）を派遣社会教育主事とする場合、その負担金の額は、県教育委員会の規定に基づき支給される給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。

4 前2項の率は、市にあつては2分の1、町村にあつては4分の1とする。

5 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。

6 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を12で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、

当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度以降の派遣に関し適用する。
- 4 この要綱は、平成26年3月18日から施行し、平成26年度以降の派遣に関し適用する。
- 5 この要綱は、平成28年2月8日から施行し、平成28年度以降の派遣に関し適用する。

【別表】

- 1 社会教育主事派遣要綱 第5条第1項（2）に係る派遣社会教育主事の人数と市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事の人数については、下表のとおりとする。
- 2 上記1の表中、派遣社会教育主事の人数より市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事の人数が少ない場合は、事前にその理由と人数を県教育委員会に協議するものとする。

市町村に派遣する社会教育主事の人数	市町村の任用に係る社会教育主事の人数 (最低配置人数)
1名	1名
2名	2名
3名	2名
4名	3名
5名	3名
6名	4名

3 県立社会教育施設関係資料

(1) 社会教育研修センター

○ 東部社会教育研修センター

施設所在地	〒691-0074 出雲市小境町1991-2 県立青少年の家「サン・レイク」 2階 (事務室, 視聴覚センター)							
連絡先等	TEL	0853-67-9060						
	FAX	0853-69-1380						
	E-mail	tobu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp						
	ホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/						
設置年度	平成7年度(平成22年度 移転、名称変更)							
施設の設置根拠 (東部・西部)	<p>社会教育法 島根県立生涯学習推進施設条例(平成7年3月10日 島根県条例第9号) (設置) 第1条</p> <p>生涯学習に関する指導者の養成及び情報の提供を行うとともに県民に学習の機会を提供することにより、県民の生涯学習の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、島根県立生涯学習推進施設を次のとおり設置する。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">島根県立東部社会教育研修センター</td> <td style="text-align: center;">出雲市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">島根県立西部社会教育研修センター</td> <td style="text-align: center;">浜田市</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	位 置	島根県立東部社会教育研修センター	出雲市	島根県立西部社会教育研修センター	浜田市
名 称	位 置							
島根県立東部社会教育研修センター	出雲市							
島根県立西部社会教育研修センター	浜田市							
運営形態	平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設管理業務)の併用							

○ 西部社会教育研修センター

施設所在地	〒697-0016 浜田市野原町1826-1 県立西部総合福祉センター「いわみーる」 3階 (事務室, 研修室, 学習相談室, 情報閲覧コーナー, 放送大学浜田コーナー)	
連絡先等	TEL	0855-24-9344
	FAX	0855-24-9345
	E-mail	seibu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/
設置年度	平成12年度(平成22年度 名称変更)	
運営形態	平成16年度まで: 県直営 平成17年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理の併用 (施設管理は、複合施設である西部総合福祉センターを指定管理者が管理)	

○社会教育研修センターの利用状況(平成30年度)

(平成31年2月28日現在)

区 分		利用状況	
社会教育 にかか る人 材養 成 研 修	対象者別研修 (兼) 市町村担当者 研修	社会教育委員研修	80 人
		公民館等職員研修	172 人
		コーディネーター研修	136 人
		ファシリテーター養成講座	109 人
		「親学プログラム2」対応親学ファシリテーターブラッシュアップ研修	26 人
	全体研修	しまねの社会教育基礎講座	110 人
		しまねの社会教育フォーラム2018 兼第2回コーディネーター研修	97 人
	社会教育主事講習[B]		61 人
市町村支援	市町村支援総数		43 件 745 人
	社会教育にかか る人 材養 成 研 修		20 件 489 人
	学習相談件数		94 件

(注) 東部社会教育センター・西部社会教育研修センターの合計

(2) 県立図書館

施設所在地	本館：〒690-0873 松江市内中原町52 西部読書普及センター：〒697-0023 浜田市長沢町1550-1		
連絡先等	TEL	0852-22-5725	(西部)0855-23-6785
	FAX	0852-22-5728	(西部)0855-22-4225
	E-mail	tosyokan@pref.shimane.lg.jp	
	ホームページ	http://www.library.pref.shimane.lg.jp/	
設置年度	昭和25年度		
施設の設置根拠	社会教育法、図書館法 島根県立図書館条例(昭和44年3月25日 島根県条例第12号) (図書館の設置) 第2条 島根県立図書館(以下「図書館」という。)を松江市に置く。 (分館等の設置) 第3条 教育委員会は、図書館奉仕のため必要があるときは、適当と認める地区に分館、閲覧所、配本所等を置くことができる。		
施設概要	鉄筋地上2階地下2階建 ・1階 2,192.28㎡ こども室・学習室・集会室・事務室・書庫・特別研修室他 ・2階 1,752.36㎡ 一般資料室・中央カウンター・郷土資料室・参考資料室・館長室・事務室他 地下書庫:1,453.60㎡, 駐車場:69台, 駐輪場:68.40㎡ ○蔵書数:880,668冊(平成31年2月28日現在、西部読書普及センター分を含む)		
運営形態	県直営		

① 県立図書館の蔵書数と貸出冊数の推移

〔平成31年2月28日現在蔵書数〕

(単位:冊)

〔蔵書数と貸出冊数の推移〕

(単位:冊)

分類	館内サービス用	館外サービス用
総記	29,521	1,407
哲学	27,098	579
歴史	59,747	1,200
社会科学	90,471	2,119
自然科学	35,780	1,779
工学	32,740	2,890
産業	26,077	1,238
芸術	36,576	2,275
語学	13,219	506
文学	92,602	16,911
参考	23,663	
郷土	116,405	
その他	42,526	
子ども	69,517	65,147
成人グループ用		7,743
子どもグループ用		12,661
学校支援用(中学校)		1,208
学校支援用(小学校)		3,972
学校図書館活用教育図書		42,888
しまね子育て絵本		20,203
小計	695,942	184,726
総計	880,668	

年度	蔵書数	貸出冊数
H18	643,190	266,377
H19	662,954	362,888
H20	682,440	375,637
H21	698,188	390,636
H22	730,157	392,963
H23	769,719	377,062
H24	801,122	380,438
H25	811,589	344,983
H26	826,911	340,647
H27	834,928	352,698
H28	849,675	359,447
H29	871,774	348,582
H30	880,668	307,673

※H30は平成31年2月28日現在

②県立図書館の利用状況

(ア) 来館者へのサービス(公立図書館の基本的な活動についての指標)

○蓄積した手法、技術を県内図書館に供給するサービス

指 標	単位	H27実績	H28実績	H29実績	備 考
来館者数	人	253,001	253,321	249,115	平日(600~1,100人) 土日(1,000~1,300人)
貸出冊数 (来館個人)	冊	264,224	266,937	263,598	H19実績…251,289冊 この10年間で6%の増
調査相談 (レファレンス)	件	10,859	10,611	10,186	本の所蔵の有無、言葉の意味や読みなどの簡単な調査から、複数の資料を使う文献調査までの多岐にわたる内容

(イ) 市町村へのサービス(県立図書館固有の活動についての指標)

a 学校の利用状況

○蔵書の不足している学校への一括貸出や総合的学習を支援するための資料の貸出

指 標	単位	H27実績	H28実績	H29実績	備 考	
団体貸出	学 校	冊	43,804	43,245	40,144	学校には、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のほか、幼稚園・保育所を含む市町村への寄託を含まない
	そ の 他	冊	32,620	36,213	32,574	
	合 計	冊	76,424	79,458	72,718	

b 図書館職員等向け研修事業

○県内図書館職員等の資質向上のための研修機会の提供

指 標	単位	H27実績	H28実績	H29実績	備 考
初任研修Ⅰ	人	23	31	27	公共図書館協議会総会・講演会
初任研修Ⅱ	人	23	26	27	
新任図書館長研修	人	2	4	3	
専門研修	人	22	24	28	
読書普及研修(2会場)	人	69	84	118	
講演会	人	45	39	61	
地域図書館職員研修	人	102	80	90	
合 計	人	286	288	354	

○学校図書館関係職員等対象の研修

指 標	単位	H27実績	H28実績	H29実績	備 考
学校司書研修	人	508	457	516	←H28から第1回研修の対象を初任者に限定、H29から特別研修(教育センター主催の学校図書館活用教育講座)参加分を含む
学校図書館支援員研修	人	14	14	14	
学校司書・司書教諭合同研修	人	201	199	158	H28から学校図書館活用教育研修を名称変更
合 計	人	723	670	688	

c 読書普及指導員の派遣事業

○家庭で子どもに絵本を読み聞かせる親子読書や幼稚園・保育所・学校等でのボランティア等

読み聞かせ活動を支援するための研修会等への読書普及指導員の派遣

指 標	単位	H27実績	H28実績	H29実績	備 考
派遣回数	回	51	49	34	
参加人員	人	1,250	1,451	1,191	

(3) 県立青少年の家

施設所在地	〒691-0074 出雲市小境町1991-2		
連絡先等	TEL	0853-69-1316	※休所日(月曜日)0853-67-9063
	FAX	0853-69-1016	
	E-mail	sunlake@pref.shimane.lg.jp	
	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/	
設置年度	平成3年度		
施設の設置根拠	社会教育法 島根県立青少年社会教育施設条例(平成3年3月8日 島根県条例第8号) (設置) 第2条 青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、島根県立青少年社会教育施設(以下「青少年社会教育施設」という。)を次のとおり設置する。 名 称 位置 島根県立青少年の家 出雲市 島根県立少年自然の家 江津市		
施設概要	敷地面積72,940㎡ 総延面積9,259.01㎡ 宿泊定員209人 宿泊室(定員209人)、研修室、談話室、大和室、茶室、音楽室、調理室、多目的ホール、創作室、体育館、テニスコート、バーベキューハウス、艇庫(カッター、サバニ等) など		
運営形態	平成18年度まで: 県直営 平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設の維持・管理業務)の併用		

① 団体分類別利用状況

(単位: 人、団体)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数
一般団体(社会教育)	8,753	244	8,500	270	9,270	320
一般団体(社会生活)	1,854	75	1,928	99	1,781	97
企業	1,939	72	1,901	92	1,642	86
学校	10,584	275	9,336	278	8,241	197
(内 小・中・高)	7,346	175	6,138	165	4,992	103
(内 幼稚園・保育所)	1,357	50	1,366	52	940	35
個人	1,846	404	2,016	338	2,057	374
その他	16	1	429	149	2,343	175
主催事業	4,795	25	4,831	37	6,811	40
利用実数 計	30,103	1,198	28,941	1,263	32,145	1,289
研修者数	48,890		46,553		49,414	

(注1) 利用実数は「宿泊実数+日帰り実数」

(注2) 研修者数は「宿泊研修者数(宿泊実数×(泊数+1))+日帰り実数」

② 年齢別利用状況

(単位: 人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人 数	割合	人 数	割合	人 数	割合
小学生未満	1,995	6.6%	1,860	6.4%	3,291	10.2%
小学生	9,176	30.5%	9,246	32.0%	9,512	29.6%
中学生	1,995	6.6%	1,749	6.0%	1,917	6.0%
高校生	2,902	9.6%	2,254	7.8%	2,592	8.1%
大学生	1,252	4.2%	1,200	4.1%	1,437	4.5%
各種学校	317	1.1%	465	1.6%	716	2.2%
青 年	62	0.2%	200	0.7%	370	1.2%
成 人	12,404	41.2%	11,967	41.3%	12,310	38.3%
合 計	30,103	100.0%	28,941	100.0%	32,145	100.0%

(4) 県立少年自然の家

施設所在地	〒695-0007 江津市松川町太田610	
連絡先等	TEL	0855-52-0716
	FAX	0855-52-0707
	E-mail	syonen@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/shoneshizen/
設置年度	昭和50年度	
施設の設置根拠	青少年の家と同じ	
施設概要	敷地面積133,280㎡ 総延面積6,063.7㎡ 宿泊定員181人 宿泊棟6棟(定員181人)、ケビン棟(定員44人)、研修室、創作室、体育館、炊飯場、キャンプ ファイヤー場、アスレチックコース(遊具21基)など	
運営形態	平成16年度まで:管理委託 平成17年度から:県直営(管理補助業務を外部委託)	

①団体分類別利用状況

(単位:人、団体)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
一般団体(社会教育)	5,121	166	4,646	117	3,832	94
一般団体(社会生活)	270	14	363	15	562	13
企業	190	28	44	9	130	18
学校	7,573	179	6,115	157	6,248	150
(内 小・中・高)	6,287	139	4,922	120	4,917	109
(内 幼稚園・保育所)	785	18	596	18	931	19
個人	378	51	374	67	381	76
その他	420	5	781	5	1,791	7
主催事業	1,372	23	1,779	26	1,680	34
利用実数 計	15,324	466	14,102	396	14,624	392
研修者数	28,442		27,001		26,371	

(注1) 利用実数は「宿泊実数+日帰り実数」

(注2) 研修者数は「宿泊研修者数(宿泊実数×(泊数+1))+日帰り実数」

②年齢別利用状況

(単位:人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学生未満	817	5.3%	992	7.0%	1,068	7.3%
小学生	6,470	42.2%	6,005	42.6%	6,719	45.9%
中学生	790	5.2%	938	6.7%	633	4.3%
高校生	1,312	8.6%	1,096	7.8%	996	6.8%
大学生	102	0.7%	189	1.3%	64	0.4%
各種学校	27	0.2%	115	0.8%	70	0.5%
青年	124	0.8%	35	0.2%	77	0.5%
成人	5,682	37.1%	4,732	33.6%	4,997	34.2%
合計	15,324	100.0%	14,102	100.0%	14,624	100.0%

4 附属機関等一覧

平成31年4月1日現在

①附属機関(法律、条例の規定に基づいて設置されたもの)

担当所属	名 称	業務の内容	委員数		設置根拠
			定数上限	実人数	
社会教育課	社会教育委員の会	社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べる。	20	12	社会教育法第15条第1項 島根県社会教育委員に関する条例第1条
	島根県生涯学習審議会	教育委員会又は知事の諮問に応じ、島根県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。	25	休止中	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項 島根県生涯学習審議会条例第1条
県立図書館	島根県立図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	10	10	図書館法第14条第1項 島根県立図書館条例第4条

②その他(規則・要項等に基づき設置された懇話会・協議会等)

担当所属	名 称	業務の内容	委員数		設置根拠
			定数上限	実人数	
東部・西部社会教育研修センター	生涯学習推進施設運営委員会	東部社会教育研修センター、西部社会教育研修センターの運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	10	10	島根県立生涯学習推進施設条例施行規則
青少年の家	島根県立青少年の家運営委員会	青少年の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	15	14	島根県立青少年社会教育施設条例施行規則
少年自然の家	島根県立少年自然の家運営委員会	少年自然の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	15	15	

5 条例一覧

平成31年4月1日現在

名 称	島根県社会教育委員に関する条例 (平成26年3月18日島根県条例第27号)	施行年月日
		平成26年4月1日
目 的	島根県社会教育委員に関し必要な事項を定める。	
概要等	委嘱の基準、定数、任期	

名 称	島根県立図書館条例 (昭和44年3月25日島根県条例第12号)	施行年月日
		昭和44年4月1日
目 的	島根県立図書館の設置及び管理並びに島根県立図書館協議会の設置等について必要な事項を定める。	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館及び分館等の設置 ・図書館協議会の設置、委員の任命の基準、定数及び任期等 	

名 称	島根県立青少年社会教育施設条例 (平成3年3月8日島根県条例第8号)	施行年月日
		平成3年4月1日
目 的	島根県立青少年社会教育施設の設置及び管理について必要な事項を定める。	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の家及び少年自然の家設置 ・使用の許可等(許可、許可の取消し、使用料の納付、減免等) ・指定管理者による管理 ・開所時間、休所日等 	

名 称	島根県立生涯学習推進施設条例 (平成7年3月10日島根県条例第9号)	施行年月日
		平成7年4月1日
目 的	島根県立生涯学習施設の設置等について必要な事項を定める。	
概要等	東部社会教育研修センター及び西部社会教育研修センターの設置等	

名 称	第4次島根県子ども読書活動推進計画	所管	社会教育課
		根拠法令等	子どもの読書活動の推進に関する法律
計画の期間	平成31年度～平成35年度		
目 的	子どもたちが発達段階に応じた読書活動の中で、豊かな心と確かな学力を養いながら、生きる力を主体的に身に付けていくことを目指し、子ども読書活動の推進を図る。		
概要等	<p>○基本目標 本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる</p> <p>①子どもと本をつなぐ活動の充実を図る ②子どもの読書を支える人を育てる ③あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える</p> <p>○子どもの発達段階ごとの目指す方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就 学 前：保護者や保育者と一緒におはなしや絵本と日常的にふれあい、図書館に親しむ ・小中学生：学校図書館を有効に利用し、読む力や情報を活用する力を身に付ける ・高 校 生：読解力を養うとともに、本をはじめとする様々な情報を用いて、自らの課題解決に向け評価・熟考できる力を身に付ける 		

名 称	島根県立図書館 運営方針及び活動計画	所管	県立図書館
		根拠法令等	図書館法
計画の期間	平成31年度～平成35年度		
目 的	県民一人ひとりが個性を發揮し社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」としての図書館の実現を目指す。		
概要等	<p>○目指すべき姿</p> <p>①だれでも、どこでも受けることができる図書館サービスの実現 ②「子ども読書県しまね」の実現 ③県民の暮らしや地域の課題解決に役立つ知識・情報の拠点づくり ④全国に誇れる島根の歴史や文化を次世代に継承</p> <p>○基本となる目標</p> <p>①人を育てる図書館 ②地域を支える図書館 ③暮らしに役立つ図書館 ④郷土の歴史・文化を伝える図書館</p> <p>※「島根県立図書館振興計画（対象期間：平成26～30年度）」の第4次計画に相当するもの。本計画の趣旨を明確にするために名称を変更した。</p>		

7 社会教育関係表彰一覧

表彰者	表彰名	表彰内容 ----- 平成30年度被表彰者 (県教育委員会から推薦し、受賞した者)
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	<p>PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。</p> <p>-----</p> <p>大田市立第三中学校PTA 奥出雲町立阿井小学校PTA</p>
	PTA活動振興功労者表彰	<p>PTA活動の振興に顕著な功績のある者を文部科学大臣が表彰し、もってPTAの健全な育成と発展に資する。</p> <p>-----</p> <p>松尾 強 (島根県高等学校PTA連合会元会長) 毛利 栄就 (学校法人江の川学園石見智翠館高等学校PTA前会長) 田中 耕太郎 (島根県PTA連合会元会長)</p> <p>※5年ごとに実施</p>
	「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰	<p>幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ表彰する。</p> <p>※中核市は県の対象外</p> <p>-----</p> <p>該当なし</p>
	子供の読書活動優秀実践図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰	<p>国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている図書館・団体及び個人に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が表彰する。</p> <p>-----</p> <p>浜田市立中央図書館 つくしんぼの会(大田市)</p>
	優良公民館表彰	<p>公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。</p> <p>-----</p> <p>八束公民館(松江市) 国府公民館(浜田市)</p>

	社会教育功労者表彰	<p>地域における社会教育活動を推進するため多年にわたり社会教育の振興に功労のあった者等に対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。</p> <p>持田 康史（松江市社会教育委員）</p>
	障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰	<p>障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。</p> <p>社会福祉法人いわみ福祉会〔芸能クラブ〕（浜田市）</p>
島根県知事	島根県各種功労者表彰（社会教育分野）	<p>各分野において県勢の発展に大きな貢献があった方を、知事が表彰する。</p> <p>松井小夜子（高等学校かるた部外部指導者）</p>
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰（社会教育分野）	<p>教育、学術、文化、体育、その他各分野において、それぞれ本県教育に貢献した功績が特に顕著なものを表彰し、その功を顕彰する。</p> <p>矢田 千里（大田市長期山村留学里親会会長）</p>
県教育長	優良公民館表彰	<p>公民館のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として島根県教育委員会教育長が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。</p> <p>奥出雲町立布勢公民館 浜田市立雲城公民館</p>
	公民館職員表彰	<p>公民館等に勤務し、公民館活動の振興に顕著な功績があった者を島根県教育委員会教育長が表彰し、もって今後の公民館活動の発展に資する。</p> <p>坂本 達夫（出雲市塩冶コミュニティセンター センター長） 内部 康正（出雲市伊波野コミュニティセンター センター長） 森山 健治（出雲市湖陵コミュニティセンター センター長） 田平 修二（大田市立西部公民館 館長） 藤井 隆一（津和野町立左鏡公民館 館長） 野島 智香（松江市美保関公民館 主任） 竹下 宣孝（大田市静間まちづくりセンター 職員） 原 敏彦（大田市大田まちづくりセンター 職員） 川村 智恵子（大田市林上まちづくりセンター 職員） 篠原 早由美（浜田市立井伊公民館 主事） 野尻 かおり（浜田市立三隅公民館 主事） 小泉 千春（邑南町中野公民館 事務員）</p>

		三上 雅子 (邑南町高原公民館 事務員) 田代 祐子 (益田市匹見上公民館 主事) 河野 恵子 (益田市北仙道公民館 主事)
	優良少年団体表彰	県内少年団体のうち、定期的、継続的な活動が他の範となり、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献しているものを優良少年団体として表彰する。 ----- 安来Jr. ブラスバンド (安来市) ボーイスカウト松江第1団 (松江市) 中高生地域貢献活動グループ大田JOいんっ♪ (大田市) 西村子供神楽社中 (浜田市)
(社)全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	公民館職員として公民館活動に従事し、地域社会の振興、社会教育活動の推進に努力した功績が顕著であると認められる者を表彰する。ただし、表彰対象年度中に公民館に在籍した実績を要す。 ----- 根尾 強 (松江市法吉公民館 主幹)
	公民館永年勤続職員表彰	公民館職員として、通算15年以上勤め、他の模範となりうる活動をしたと認められる者を表彰する。 ----- 片山 智子 (松江市雑賀公民館 主任) 井上 麻美 (松江市古江公民館 主事) 石倉 みき子 (安来市母里交流センター 主事) 伊藤 順子 (出雲市直江コミュニティセンター チーフマネジャー) 中尾 由美 (出雲市湖陵コミュニティセンター チーフマネジャー) 和田 智美 (出雲市須佐コミュニティセンター マネジャー) 平野 公望 (浜田市美川公民館 館長) 横山 さつき (浜田市小国公民館 主事) 権原 敏子 (大田市大代まちづくりセンター 職員) 山根 澄子 (大田市湯里まちづくりセンター 職員) 山根 智子 (大田市井田まちづくりセンター 職員)
(株)山陰中央新報社	地域開発賞 (教育賞)	各分野で社会、地域の発展のため貢献している人 (社会の一隅を照らす人) を顕彰してその労をねぎらう。 ----- 松崎 正 (放課後子ども見守り施設代表)
(社)全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	社会教育の推進に貢献し、社教連の発展に功績のあった社会教育委員を表彰する。 ----- 石倉東政子 (松江市)
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	社会教育委員として、本県社会教育のために尽力し、その功績が顕著な者を表彰する。 ----- 福井加代子 (安来市) 藤原 豊善 (雲南市) 朋澤 公香 (吉賀町)
全国視聴覚	視聴覚教育功労者表彰	多年にわたり、社会教育における視聴覚教育の振

教育連盟		<p>興に努力し、功績のあったものを表彰し、その労に謝意を表するとともに、今後の視聴覚教育の発展に資する。</p> <hr/> <p>該当なし</p>
------	--	-----------------------------------------------------------------------------

8 県内公共図書館一覧

平成31年4月1日現在

図書館名	所在地	電話番号	FAX
島根県立図書館	〒690-0873 松江市内中原町52	0852-22-5725	0852-22-5728
	〒697-0023 (西部読書普及センター) 浜田市長沢町1550-1	0855-23-6785	0855-22-4225
1 安来市立図書館	〒692-0011 安来市安来町1062-1	0854-22-2574	0854-22-2598
2 松江市立中央図書館	〒690-0017 松江市西津田6-5-44	0852-27-3220	0852-27-3270
3 松江市立島根図書館	〒690-0401 松江市島根町加賀1414	0852-85-9088	0852-85-9089
4 松江市立東出雲図書館	〒699-0101 松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	0852-52-9516
5 雲南市立木次図書館	〒699-1332 雲南市木次町木次1008	0854-42-1021	0854-42-2274
6 雲南市立大東図書館	〒699-1251 雲南市大東町大東1038	0854-43-6131	0854-43-6131
7 雲南市立加茂図書館	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8739	0854-49-8696
8 出雲市立出雲中央図書館	〒693-0011 出雲市大津町1134	0853-21-0487	0853-21-8833
9 出雲市立平田図書館	〒691-0001 出雲市平田町2110-1	0853-63-4010	0853-63-4219
10 出雲市立佐田図書館	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-9050	0853-84-9050
11 出雲市立海辺の多伎図書館	〒699-0903 出雲市多伎町小田73-1	0853-86-7077	0853-86-2211
12 出雲市立湖陵図書館	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320	0853-43-3309	0853-43-7303
13 出雲市立大社図書館	〒699-0711 出雲市大社町杵築南1338-9	0853-53-6510	0853-53-1122
14 出雲市立ひかわ図書館	〒699-0631 出雲市斐川町直江4156	0853-73-3990	0853-72-7600
15 大田市立大田市中央図書館	〒694-0064 大田市大田町大田イ113-2	0854-84-9200	0854-84-9202
16 大田市立仁摩図書館	〒699-2301 大田市仁摩町仁万565-1	0854-88-4646	0854-88-4647
17 大田市立温泉津図書館	〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ486	0855-65-2177	0855-65-2177
18 江津市図書館	〒695-0011 江津市江津町995	0855-52-0551	0855-52-0551
19 江津市図書館桜江分館	〒699-4226 江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0300	0855-92-0300
20 浜田市立中央図書館	〒697-0024 浜田市黒川町3748-1	0855-22-0480	0855-22-0592
21 浜田市立金城図書館	〒697-0121 浜田市金城町下来原171	0855-42-1823	0855-42-1685
22 浜田市立旭図書館	〒697-0425 浜田市旭町今市633-1	0855-45-1439	0855-22-0592
23 浜田市立弥栄図書館	〒697-1122 浜田市弥栄町木都賀イ528-1	0855-48-2258	0855-48-2258
24 浜田市立三隅図書館	〒699-3225 浜田市三隅町古市場2002	0855-32-0338	0855-32-0343
25 益田市立図書館	〒698-0023 益田市常盤町8-6	0856-22-4222	0856-31-0290
26 益田市立美都図書館	〒698-0203 益田市美都町都茂1692-甲	0856-52-2481	0856-52-2481
27 飯南町立図書館	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2212-3	0854-72-0301	0854-72-0990
28 かわもと図書館	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	0855-72-0025	0855-72-1061
29 美郷町立図書館	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵168	0855-75-1270	0855-75-1190
30 邑南町立図書館	〒696-0222 邑智郡邑南町下田所127-1	0855-83-1760	0855-83-1771
31 邑南町立図書館石見分館	〒696-0103 邑智郡邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	0855-95-1670
32 邑南町立図書館羽須美分館	〒696-0501 邑智郡邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	0855-88-0002
33 津和野町立津和野図書館	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村イ241-1	0856-72-0155	0856-72-0230
34 津和野町立日原図書館	〒699-5221 鹿足郡津和野町日原22-1	0856-74-0302	0856-74-0127
35 吉賀町立図書館	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	0856-77-1850	0856-77-1850
36 海士町中央図書館	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-1221	08514-2-1633
37 西ノ島コミュニティ図書館	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷67-8	08514-2-2422	08514-2-2423
38 隠岐の島町図書館	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二 17-1	08512-2-2341	08512-2-9198

9 県内公民館等一覧

平成31年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
1	城東公民館		690-0883	松江市北田町273	0852-27-5680	(21-8710)
2	城北公民館		690-0888	松江市北堀町43	0852-26-4437	(21-4407)
3	城西公民館		690-0851	松江市堂形町614	0852-26-2659	(21-5265)
4	白瀉公民館		690-0065	松江市灘町1-57	0852-22-7147	(21-7572)
5	朝日公民館		690-0001	松江市東朝日町49	0852-21-3432	(21-3717)
6	雑賀公民館		690-0056	松江市雑賀町677	0852-23-8179	(21-8120)
7	津田公民館		690-0011	松江市東津田町1189-1	0852-26-4962	(21-4661)
8	古志原公民館		690-0012	松江市古志原4-6-30	0852-26-4436	(21-4446)
9	川津公民館		690-0823	松江市西川津町3405-5	0852-21-2349	(31-8510)
10	朝酌公民館		690-0834	松江市朝酌町92-1	0852-39-0646	(39-0690)
11	法吉公民館		690-0863	松江市比津町308-4	0852-21-4966	(21-5509)
12	竹矢公民館		690-0025	松江市八幡町279-1	0852-37-0854	(37-2984)
13	乃木公民館		690-0044	松江市浜乃木5-1-5	0852-21-4931	(21-4553)
14	忌部公民館		690-0036	松江市東忌部町899	0852-33-2010	(33-2275)
15	大庭公民館		690-0033	松江市大庭町805-3	0852-24-8733	(21-8766)
16	生馬公民館		690-0865	松江市西生馬町8	0852-36-8234	(36-6121)
17	持田公民館		690-0814	松江市東持田町61	0852-21-3067	(21-8770)
18	古江公民館		690-0122	松江市西浜佐陀町288-1	0852-36-8054	(36-6116)
19	本庄公民館		690-1101	松江市本庄町463-3	0852-34-0504	(34-1671)
20	大野公民館		690-0265	松江市上大野町1855-1	0852-88-2051	(88-3186)
21	秋鹿公民館		690-0262	松江市岡本町70	0852-88-2001	(88-3207)
22	鹿島公民館		690-0332	松江市鹿島町佐陀本郷640-1	0852-55-5716	(55-5718)
23	島根公民館		690-0401	松江市島根町加賀1414	0852-85-2301	(85-2302)
24	美保関公民館		690-1313	松江市美保関町下字部尾556-1	0852-72-3624	(72-2321)
25	八雲公民館		690-2103	松江市八雲町西岩坂355-1	0852-54-2478	(54-1238)
26	玉湯公民館		699-0202	松江市玉湯町湯町1796	0852-62-9111	(55-5793)
27	宍道公民館		699-0401	松江市宍道町宍道885-3	0852-66-0811	(66-0303)
28	八束公民館		690-1404	松江市八束町波入2060	0852-76-3663	(76-3669)
29	揖屋公民館		699-0101	松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	(52-9516)
30	出雲郷公民館		699-0111	松江市東出雲町意宇南5-3-1	0852-52-2364	(52-2394)
31	意東公民館		699-0102	松江市東出雲町下意東765-35	0852-52-2055	(52-2109)
32	上意東公民館		699-0103	松江市東出雲町上意東1982-2	0852-52-2870	(52-2902)
33	八雲公民館平原分館	★	690-2105	松江市八雲町平原752-3		
34	安来中央交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-1721	23-0755
35	十神交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-0755	(同左)
36	社日交流センター		692-0011	安来市安来町1281-1	0854-23-2048	(同左)
37	島田交流センター		692-0025	安来市穂日島町485	0854-23-2891	(同左)
38	宇賀荘交流センター		692-0034	安来市宇賀荘町98-1	0854-23-0721	(同左)
39	大塚交流センター		692-0042	安来市大塚町400-1	0854-27-0328	(同左)
40	吉田交流センター		692-0043	安来市上吉田町618-1	0854-27-0325	(同左)
41	能義交流センター		692-0055	安来市飯生町566-3	0854-23-0764	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
42	安来市	飯梨交流センター	692-0066	安来市飯梨町445-1	0854-28-8346	(同左)
43		荒島交流センター	692-0007	安来市荒島町3353-5	0854-28-6783	(同左)
44		赤江交流センター	692-0002	安来市上坂田町574	0854-28-8982	(同左)
45		広瀬中央交流センター	692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
46		広瀬交流センター	692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
47		布部交流センター	692-0623	安来市広瀬町布部345-40	0854-36-0001	(同左)
48		宇波交流センター	692-0622	安来市広瀬町宇波482-2	0854-36-0852	(同左)
49		比田交流センター	692-0731	安来市広瀬町西比田1708-4	0854-34-0001	(同左)
50		東比田交流センター	692-0733	安来市広瀬町東比田950-11	0854-34-0211	(同左)
51		山佐交流センター	692-0413	安来市広瀬町上山佐654-5	0854-35-0129	(同左)
52		下山佐交流センター	692-0412	安来市広瀬町下山佐498	0854-32-3840	(同左)
53		西谷交流センター	692-0624	安来市広瀬町西谷376-6	0854-36-0376	(同左)
54		奥田原交流センター	692-0625	安来市広瀬町奥田原602-1	0854-35-0047	(同左)
55		菅原交流センター	692-0621	安来市広瀬町菅原604	0854-32-3298	(同左)
56		伯太中央交流センター	692-0207	安来市伯太町東母里572-1	0854-37-1558	(37-9072)
57		安田交流センター	692-0205	安来市伯太町安田中158	0854-37-0835	(37-9071)
58		母里交流センター	692-0211	安来市伯太町母里28	0854-37-0225	(37-0251)
59		井尻交流センター	692-0213	安来市伯太町井尻77	0854-37-0836	(37-9023)
60		赤屋交流センター	692-0321	安来市伯太町赤屋118-2	0854-38-0145	(38-9011)
61	出雲市	今市コミュニティセンター	693-0001	出雲市今市町1578-2	0853-21-5318	(24-1706)
62		大津コミュニティセンター	693-0011	出雲市大津町1727-5	0853-21-0172	(21-4215)
63		塩冶コミュニティセンター	693-0021	出雲市塩冶町803-2	0853-21-0248	(21-3837)
64		古志コミュニティセンター	693-0031	出雲市古志町1122-6	0853-21-0925	(21-1066)
65		高松コミュニティセンター	693-0052	出雲市松寄下町761-1	0853-21-0671	(21-0682)
66		四絡コミュニティセンター	693-0051	出雲市小山町650-21	0853-21-0369	(21-0370)
67		高浜コミュニティセンター	693-0065	出雲市平野町1183	0853-21-0948	(21-0949)
68		川跡コミュニティセンター	693-0013	出雲市荻杼町211	0853-21-0694	(21-0724)
69		鳶巣コミュニティセンター	693-0074	出雲市東林木町890-4	0853-21-0174	(21-0176)
70		上津コミュニティセンター	693-0101	出雲市上島町1031	0853-48-0301	(48-0361)
71		稗原コミュニティセンター	693-0104	出雲市稗原町2859	0853-48-0001	(48-0048)
72		朝山コミュニティセンター	693-0214	出雲市所原町185	0853-48-0201	(48-0244)
73		乙立コミュニティセンター	693-0216	出雲市乙立町3163	0853-45-0216	(45-0218)
74		神門コミュニティセンター	693-0033	出雲市知井宮町801-1	0853-21-1038	(21-1056)
75		神西コミュニティセンター	699-0822	出雲市神西沖町447	0853-43-1001	(43-9035)
76		長浜コミュニティセンター	693-0043	出雲市長浜町514-11	0853-28-0215	(28-0677)
77		平田コミュニティセンター	691-0001	出雲市平田町911	0853-63-1385	(63-1368)
78		灘分コミュニティセンター	691-0003	出雲市灘分町1933	0853-63-1371	(63-1364)
79		国富コミュニティセンター	691-0011	出雲市国富町867	0853-63-1372	(63-1370)
80		西田コミュニティセンター	691-0033	出雲市万田町692	0853-63-1373	(63-1346)
81		鱒淵コミュニティセンター	691-0025	出雲市河下町720-1	0853-66-0001	(66-0059)
82		久多美コミュニティセンター	691-0065	出雲市東郷町175	0853-63-1374	(63-1423)
83		檜山コミュニティセンター	691-0061	出雲市多久町10	0853-63-1375	(63-1425)
84		東コミュニティセンター	691-0075	出雲市鹿園寺町49-3	0853-67-0020	(67-0063)
85		北浜コミュニティセンター	691-0042	出雲市十六島町1851-1	0853-66-0002	(66-0016)

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
86	佐香コミュニティセンター	691-0051	出雲市坂浦町3601	0853-68-0031	(68-0063)
87	伊野コミュニティセンター	691-0072	出雲市野郷町492-5	0853-69-1526	(69-1530)
88	須佐コミュニティセンター	693-0506	出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-0113	(84-1466)
89	窪田コミュニティセンター	693-0511	出雲市佐田町八幡原492-6	0853-85-2585	(85-2598)
90	多伎コミュニティセンター	699-0903	出雲市多伎町小田73	0853-86-2853	(86-2854)
91	湖陵コミュニティセンター	699-0812	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-2480	(43-3737)
92	大社コミュニティセンター	699-0711	出雲市大社町杵築南1051-1	0853-53-4494	(53-4498)
93	荒木コミュニティセンター	699-0722	出雲市大社町北荒木389-2	0853-53-5440	(53-5443)
94	遙堪コミュニティセンター	699-0731	出雲市大社町遙堪359-2	0853-53-5529	(53-5548)
95	日御碕コミュニティセンター	699-0764	出雲市大社町宇龍338-3	0853-54-5443	(54-5446)
96	鶉鷺コミュニティセンター	699-0761	出雲市大社町鷺浦1045-1	0853-53-5635	(53-5644)
97	荘原コミュニティセンター	699-0502	出雲市斐川町荘原3835	0853-72-4600	(72-4602)
98	出西コミュニティセンター	699-0614	出雲市斐川町求院965	0853-72-9204	(72-9206)
99	阿宮コミュニティセンター	699-0611	出雲市斐川町阿宮2323-2	0853-72-9142	(72-9152)
100	伊波野コミュニティセンター	699-0621	出雲市斐川町富村748	0853-72-1311	(72-1322)
101	直江コミュニティセンター	699-0631	出雲市斐川町直江4865-1	0853-72-5282	(72-5286)
102	久木コミュニティセンター	699-0642	出雲市斐川町福富2-13	0853-72-7474	(72-7476)
103	出東コミュニティセンター	699-0554	出雲市斐川町三分市2060-1	0853-62-5033	(62-5039)
104	大東交流センター	699-1251	雲南市大東町大東2419-1	0854-43-2130	(同左)
105	春殖交流センター	699-1242	雲南市大東町大東下分235-1	0854-43-2709	(同左)
106	幡屋交流センター	699-1232	雲南市大東町仁和寺833-10	0854-43-2800	(同左)
107	佐世交流センター	699-1214	雲南市大東町上佐世1385-3	0854-43-2110	(同左)
108	阿用交流センター	699-1224	雲南市大東町東阿用33-1	0854-43-2811	(同左)
109	久野交流センター	699-1211	雲南市大東町上久野136-1	0854-47-0040	(同左)
110	海潮交流センター	699-1206	雲南市大東町南村234-1	0854-43-2705	(同左)
111	塩田交流センター	699-1262	雲南市大東町塩田84	0854-47-0033	(同左)
112	加茂交流センター	699-1106	雲南市加茂町加茂中1040-1	0854-49-8380	(49-6042)
113	八日市交流センター	699-1332	雲南市木次町木次299-1	0854-42-2469	(同左)
114	三新塔交流センター	699-1332	雲南市木次町木次446-2	0854-42-2574	(同左)
115	新市交流センター	699-1334	雲南市木次町新市379番地	0854-42-5110	(同左)
116	下熊谷交流センター	699-1333	雲南市木次町下熊谷1096-1	0854-42-5351	(同左)
117	斐伊交流センター	699-1311	雲南市木次町里方912	0854-42-1636	(同左)
118	日登交流センター	699-1322	雲南市木次町寺領526-3	0854-42-0238	(同左)
119	西日登交流センター	699-1324	雲南市木次町西日登990-1	0854-42-1037	(同左)
120	温泉交流センター	699-1342	雲南市木次町平田799-3	0854-48-0077	(同左)
121	三刀屋交流センター	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	0854-45-5531	(同左)
122	一宮交流センター	690-2402	雲南市三刀屋町給下764	0854-45-2544	(47-7211)
123	鍋山交流センター	690-2634	雲南市三刀屋町乙加宮1208-1	0854-45-4241	(同左)
124	飯石交流センター	690-2512	雲南市三刀屋町多久和516-2	0854-45-4224	(同左)
125	中野交流センター	690-2523	雲南市三刀屋町中野375-2	0854-45-2795	(同左)
126	吉田交流センター	690-2801	雲南市吉田町吉田1061-1	0854-74-0219	(74-0232)
127	民谷交流センター	690-2802	雲南市吉田町民谷456	0854-74-0530	(74-9344)
128	田井交流センター	690-2313	雲南市吉田町深野61-4	0854-75-0312	(75-0240)
129	掛合交流センター	690-2701	雲南市掛合町掛合2151-1	0854-62-0189	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
雲南市	130	多根交流センター	690-2706	雲南市掛合町多根418-1	0854-62-1610	(同左)
	131	松笠交流センター	690-2705	雲南市掛合町松笠748-18	0854-62-0411	(同左)
	132	波多交流センター	690-2703	雲南市掛合町波多459-1	0854-64-0210	(同左)
	133	人間交流センター	690-2702	雲南市掛合町人間498-5	0854-62-0403	(62-0409)
奥出雲町	134	布勢公民館	699-1432	奥出雲町馬馳26	0854-54-1504	(同左)
	135	三成中央公民館	699-1511	奥出雲町三成445	0854-54-1311	(54-2023)
	136	亀嵩公民館	699-1701	奥出雲町亀嵩2215-1	0854-57-0616	(同左)
	137	阿井公民館	699-1621	奥出雲町上阿井188-1	0854-56-0001	(同左)
	138	三沢公民館	699-1513	奥出雲町三沢383	0854-54-0331	(同左)
	139	鳥上公民館	699-1802	奥出雲町大呂1182-2	0854-52-1019	(同左)
	140	横田公民館	699-1832	奥出雲町横田1037	0854-52-0949	(同左)
	141	八川公民館	699-1822	奥出雲町下横田456-1	0854-52-0241	(同左)
142	馬木公民館	699-1941	奥出雲町大馬木1968-2	0854-53-0201	(同左)	
飯南町	143	頓原公民館	690-3207	飯南町頓原2212-3	0854-72-0980	(72-1778)
	144	志々公民館	690-3312	飯南町八神117-1	0854-73-0350	(73-0026)
	145	赤名公民館	690-3513	飯南町下赤名862	0854-76-3100	(76-3129)
	146	来島公民館	690-3401	飯南町野萱311-6	0854-76-2393	(76-2845)
	147	谷公民館	690-3514	飯南町井戸谷478-1	0854-76-3629	(同左)
浜田市	148	浜田公民館	697-0027	浜田市殿町6-1	0855-22-9358	(同左)
	149	石見公民館	697-0024	浜田市黒川町132-2	0855-22-1380	(同左)
	150	長浜公民館	697-0062	浜田市熱田町1441-18	0855-27-4614	(同左)
	151	周布公民館	697-1321	浜田市周布町1374	0855-27-0058	(同左)
	152	美川公民館	697-1331	浜田市内村町592-1	0855-27-3657	(同左)
	153	大麻公民館	697-1337	浜田市西村町1038-8	0855-27-0897	(同左)
	154	国府公民館	697-0003	浜田市国分町1981-136	0855-28-1270	(同左)
	155	雲城公民館	697-0121	浜田市金城町下来原171	0855-42-2076	(同左)
	156	今福公民館	697-0302	浜田市金城町今福105-2	0855-42-2083	(同左)
	157	波佐公民館	697-0211	浜田市金城町波佐1441-1	0855-44-0146	(同左)
	158	小国公民館	697-0213	浜田市金城町小国1160-1	0855-44-0254	(同左)
	159	久佐公民館	697-0303	浜田市金城町久佐1575-7	0855-42-2666	(同左)
	160	美又公民館	697-0301	浜田市金城町追原176	0855-42-1704	(同左)
	161	今市公民館	697-0425	浜田市旭町今市641-1	0855-45-1757	(45-1203)
	162	木田公民館	697-0427	浜田市旭町木田219-13	0855-45-1105	
	163	和田公民館	697-0424	浜田市旭町和田1284	0855-45-1918	
	164	都川公民館	697-0511	浜田市旭町都川889	0855-47-0001	(同左)
	165	市木公民館	697-0514	浜田市旭町市木2919-2	0855-47-0077	(同左)
	166	杵束公民館	697-1122	浜田市弥栄町木都賀1528-1	0855-48-2258	(同左)
	167	安城公民館	697-1211	浜田市弥栄町長安本郷544-1	0855-48-2917	(48-2131)
168	三隅公民館	699-3212	浜田市三隅町向野田581	0855-32-0500	(32-2644)	
169	三保公民館	699-3224	浜田市三隅町湊浦120	0855-32-0314	(32-0678)	
170	岡見公民館	699-3226	浜田市三隅町岡見516	0855-32-2298	(32-2450)	
171	井野公民館	699-3301	浜田市三隅町井野1816-2	0855-34-0007	(34-0038)	
172	黒沢公民館	699-3215	浜田市三隅町下古和1518	0855-35-1509	(35-1503)	
173	白砂公民館	699-3222	浜田市三隅町折居883	0855-32-1288	(32-2517)	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
174	浜田市	石見公民館宇津井分館 ★	697-0312	浜田市宇津井町529	0855-42-1309	
175		石見公民館細谷分館 ★	697-0013	浜田市三階町2130-1	0855-22-7531	(同左)
176		石見公民館長見分館 ★	697-0014	浜田市長見町956-2	0855-22-5323	
177		石見公民館佐野分館 ★	697-0311	浜田市佐野町1337-1	0855-42-0689	(42-1995)
178		石見公民館後野分館 ★	697-0011	浜田市後野町779-2	0855-23-2419	(23-4239)
179		美川公民館東分館 ★	697-1333	浜田市鍋石町530-3	0855-27-3828	
180		美川公民館西分館 ★	697-1332	浜田市田橋町494-2	0855-27-3503	
181		国府公民館宇野分館 ★	695-0102	浜田市宇野町281-3	0855-28-2646	
182		国府公民館有福分館 ★	695-0101	浜田市下有福町20-1	0855-28-2841	(同左)
183	大田市	中央公民館	694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6630	(82-9952)
184		東部公民館	694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-5122	(同左)
185		西部公民館	694-0031	大田市静間町430-1	0854-82-0221	(84-8122)
186		三瓶公民館	694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2550	(同左)
187		高山公民館	694-0304	大田市水上町三久須11-2	0854-89-0211	(同左)
188		温泉津公民館	699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-3696	(65-3114)
189		仁摩公民館	699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-3081	(同左)
190		大田まちづくりセンター	694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6240	(82-9952)
191		川合まちづくりセンター	694-0011	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	(同左)
192		久利まちづくりセンター	694-0024	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	(同左)
193		大屋まちづくりセンター	694-0033	大田市大屋町大国2903-1	0854-82-5580	(同左)
194		朝山まちづくりセンター	699-2213	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	(同左)
195		富山まちづくりセンター	699-2216	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	(同左)
196		波根まちづくりセンター	699-2211	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	(同左)
197		久手まちづくりセンター	694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	(同左)
198		鳥井まちづくりセンター	694-0054	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	(同左)
199		長久まちづくりセンター	694-0041	大田市長久町長久1612-1	0854-82-5571	(同左)
200		静間まちづくりセンター	694-0031	大田市静間町430-1	0854-84-8122	(同左)
201		五十猛まちづくりセンター	694-0035	大田市五十猛町1481-2	0854-87-0026	(同左)
202		池田まちづくりセンター	694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2168	(同左)
203		志学まちづくりセンター	694-0222	大田市三瓶町志学1869-1	0854-83-2167	(同左)
204		北三瓶まちづくりセンター	694-0002	大田市山口町山口1181-1	0854-86-0478	(同左)
205		大森まちづくりセンター	694-0305	大田市大森町1490	0854-89-0330	(89-0164)
206		水上まちづくりセンター	694-0304	大田市水上町三久須21	0854-89-0023	(同左)
207		祖式まちづくりセンター	694-0431	大田市祖式町546-1	0854-85-2362	(同左)
208		大代まちづくりセンター	694-0433	大田市大代町大家1579	0854-85-2204	(同左)
209		温泉津まちづくりセンター	699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-1522	(同左)
210		湯里まちづくりセンター	699-2502	大田市温泉津町湯里1655	0855-65-3038	(同左)
211		福波まちづくりセンター	699-2514	大田市温泉津町福光1467-1	0855-65-2941	(同左)
212		井田まちづくりセンター	699-2507	大田市温泉津町井田1255	0855-66-0711	(同左)
213	仁万まちづくりセンター	699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-9520	(同左)	
214	宅野まちづくりセンター	699-2302	大田市仁摩町宅野79	0854-88-9511	(同左)	
215	大国まちづくりセンター	699-2303	大田市仁摩町大国1269	0854-88-9455	(同左)	
216	馬路まちづくりセンター	699-2304	大田市仁摩町馬路1737-6	0854-88-9070	(同左)	
217	北三瓶まちづくりセンター多根分館 ★	694-0003	大田市三瓶町多根1252-1	0854-86-0477	(同左)	

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
218	波積地域コミュニティ交流センター	699-2833	江津市波積町本郷325-1	0855-55-0001	(同左)
219	黒松地域コミュニティ交流センター	699-2831	江津市黒松町586	0855-55-1601	(同左)
220	都治地域コミュニティ交流センター	699-2841	江津市後地町829-1	0855-55-0002	(同左)
221	浅利地域コミュニティ交流センター	695-0002	江津市浅利町2102	0855-55-1004	(同左)
222	松平地域コミュニティ交流センター	695-0004	江津市松川町市村123	0855-57-0002	(同左)
223	渡津地域コミュニティ交流センター	695-0001	江津市渡津町658-1	0855-52-2569	(同左)
224	郷田地域コミュニティ交流センター	695-0011	江津市江津町995	0855-52-5566	(同左)
225	嘉久志地域コミュニティ交流センター	695-0016	江津市嘉久志町1503	0855-52-0436	(同左)
226	和木地域コミュニティ交流センター	695-0017	江津市和木町570-1	0855-53-3315	(同左)
227	都野津地域コミュニティ交流センター	695-0021	江津市都野津町2358-1	0855-53-0453	(同左)
228	二宮地域コミュニティ交流センター	695-0024	江津市二宮町神主171	0855-53-1665	(同左)
229	跡市地域コミュニティ交流センター	695-0152	江津市跡市町625-1	0855-56-2107	(同左)
230	敬川地域コミュニティ交流センター	699-3162	江津市敬川町1716-5	0855-53-1958	(同左)
231	波子地域コミュニティ交流センター	699-3161	江津市波子町1272-4	0855-53-1902	(同左)
232	有福温泉地域コミュニティ交流センター	695-0156	江津市有福温泉町8-3	0855-56-2218	(同左)
233	長谷地域コミュニティ交流センター	699-4431	江津市桜江町長谷1587-2	0855-92-1218	(同左)
234	市山地域コミュニティ交流センター	699-4221	江津市桜江町市山481	0855-92-1508	(同左)
235	川戸地域コミュニティ交流センター	699-4226	江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0026	(同左)
236	谷住郷地域コミュニティ交流センター	699-4111	江津市桜江町谷住郷1871	0855-92-1457	(同左)
237	川越地域コミュニティ交流センター	699-4505	江津市桜江町坂本2025	0855-93-0825	(同左)
238	川本中央公民館	696-0001	川本町川本332-15	0855-72-0594	(72-1061)
239	川本北公民館	696-1225	川本町南佐木236-2	0855-74-8410	(74-8410)
240	川本西公民館	696-0003	川本町因原933-2	0855-72-0680	(72-0680)
241	沢谷公民館	699-4712	美郷町九日市118	0855-75-1920	(76-0022)
242	君谷公民館	696-1141	美郷町京覧原277	0855-75-1930	(77-0201)
243	別府公民館	696-1131	美郷町別府50-2		
244	都賀公民館	696-0704	美郷町都賀本郷43-1	0855-82-3123	(82-3125)
245	比之宮公民館	696-0711	美郷町宮内562-5	0855-82-3474	(82-3800)
246	吾郷公民館	699-4625	美郷町築瀬178	0855-74-2166	74-2167
247	粕淵公民館	699-4621	美郷町粕淵92-10	0855-74-2277	74-2278
248	都賀行公民館	696-0705	美郷町都賀行120-1	0855-82-2127	(82-2872)
249	都賀行公民館潮分館 ★	696-0701	美郷町潮村136	0855-82-2194	(同左)
250	阿須那公民館	696-0501	邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	(88-0002)
251	口羽公民館	696-0603	邑南町下口羽484-1	0855-87-0910	(同左)
252	田所公民館	696-0222	邑南町下田所282-1	0855-83-0518	(同左)
253	出羽公民館	696-0313	邑南町山田47-1	0855-83-0912	(同左)
254	高原公民館	696-0406	邑南町高見3014-3	0855-84-0521	(84-0523)
255	布施公民館	696-0401	邑南町布施496	0855-84-0651	(同左)
256	市木公民館	697-0631	邑南町市木2046-3	0855-85-0126	(同左)
257	矢上公民館	696-0103	邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	(95-1670)
258	中野公民館	696-0102	邑南町中野991-1	0855-95-0310	(同左)
259	井原公民館	696-0101	邑南町井原2140-1	0855-95-0301	(同左)
260	日貴公民館	699-4311	邑南町日貴1168	0855-97-0902	(同左)
261	日和公民館	696-0104	邑南町日和2525-10	0855-97-0908	(同左)
262	阿須那公民館雪田分館 ★	696-0506	邑南町雪田1215-1	0855-88-0335	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
263 264 265 266 267 268 269 270 271 邑南町	阿須那公民館戸河内分館	★	696-0505	邑南町戸河内893-4	0855-88-0917	
	阿須那公民館阿須那分館	★	696-0501	邑南町阿須那6-6	0855-88-0320	
	口羽公民館上口羽分館	★	696-0602	邑南町上口羽941-1		
	口羽公民館長田分館	★	696-0601	邑南町上田335-1	0855-87-0917	
	口羽公民館口羽分館	★	696-0603	邑南町下口羽1248		
	出羽公民館出羽分館	★	696-0312	邑南町出羽4-2		
	高原公民館高原分館	★	696-0404	邑南町原村1180-3		
	市木公民館市木分館	★	697-0631	邑南町市木1986-2		
	日和公民館日和分館	★	696-0104	邑南町日和2580-2		
272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 益田市	益田公民館		698-0005	益田市本町6-8	0856-23-5752	(同左)
	吉田公民館		698-0033	益田市元町11-26	0856-31-0627	(31-0642)
	高津公民館		698-0041	益田市高津2-5-2	0856-23-1791	(同左)
	安田公民館		699-3676	益田市遠田町384-2	0856-27-0001	(同左)
	鎌手公民館		699-3506	益田市西平原町571-7	0856-27-0501	(同左)
	種公民館		699-3503	益田市下種町1179-1	0856-27-1008	(同左)
	北仙道公民館		699-3674	益田市大草町665-1	0856-22-0218	(同左)
	豊川公民館		698-0012	益田市大谷町334-1	0856-22-0205	(同左)
	真砂公民館		698-0411	益田市波田町1538-1	0856-26-0002	(同左)
	豊田公民館		699-5132	益田市横田町454-3	0856-25-2222	(同左)
	西益田公民館		699-5133	益田市神田町1635-1	0856-25-1564	
	二条公民館		698-2254	益田市桂平町76-1	0856-29-0001	(同左)
	美濃公民館		699-3766	益田市美濃地町1140-1	0856-29-0031	(同左)
	小野公民館		699-3763	益田市戸田町1501	0856-28-0001	(同左)
	中西公民館		698-2141	益田市白上町1743-2	0856-28-0501	(同左)
	293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 津和野町	津和野中央公民館		699-5605	津和野町後田166-乙	0856-72-2070
津和野公民館						
小川公民館			699-5606	津和野町寺田64	0856-72-0445	
畑迫公民館			699-5616	津和野町部栄346-1	0856-72-2119	
木部公民館			699-5634	津和野町中川416	0856-73-0001	
日原中央公民館			699-5221	津和野町日原22-1	0856-74-0302	
日原公民館					0856-74-0360	
滝元枕瀬公民館			699-5207	津和野町枕瀬464-2	0856-74-0680	
池河公民館			699-5216	津和野町池村2863-2	0856-74-1253	
左鑑公民館			699-5202	津和野町左鑑905	0856-76-0345	
須川公民館			699-5203	津和野町相撲ヶ原40	0856-74-0711	
青原公民館			699-5211	津和野町青原267-3	0856-75-0039	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
305	中央公民館		699-5513	吉賀町六日市648	0856-77-1285	(77-0040)
306	六日市公民館				0856-77-0078	(同左)
307	柿木公民館		699-5301	吉賀町柿木村柿木79-1	0856-79-2553	(79-2448)
308	蔵木公民館		699-5504	吉賀町蔵木94-1	0856-77-1124	(同左)
309	朝倉公民館		699-5523	吉賀町朝倉709-1	0856-78-0993	(同左)
310	七日市公民館		699-5522	吉賀町七日市942-6	0856-78-1134	(同左)
311	隠岐の島町中央公民館		685-0014	隠岐の島町西町吉田ノ二、2	08512-2-0003	(2-0815)
312	布施公民館		685-0412	隠岐の島町布施578-1	08512-7-4314	(7-4251)
313	五箇公民館		685-0311	隠岐の島町郡74	08512-5-9011	(5-9012)
314	都万公民館		685-0104	隠岐の島町都万1773-1	08512-6-2273	(6-2282)
315	海士町中央公民館		684-0403	海士町海士1490	08514-2-1221	(2-1633)
316	西ノ島町立中央公民館		684-0211	西ノ島町浦郷544-38	08514-6-0171	(6-1028)
317	西ノ島町立黒木公民館		684-0302	西ノ島町別府46	08514-7-8101	(7-8025)
318	知夫村公民館		684-0102	知夫村1053-1	08514-8-2301	(8-2302)

(注) 公民館等とは、社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンター、地域コミュニティ交流センターを含むものである。

市町村別公民館等数【類型別】

	合計	中央	一般	CC	交流C	まちC	地域C交流C	地区	分館
松江市	33		32						1
安来市	27	3			24				
出雲市	43			43					
雲南市	30				30				
奥出雲町	9		9						
飯南町	5		5						
浜田市	35		26						9
大田市	35	7				27			1
江津市	20						20		
川本町	3	1	2						
美郷町	9		8						1
邑南町	22		12						10
益田市	21		21						
津和野町	12	2	10						0
吉賀町	6	1	5						
隠岐の島町	4	1	3						
海士町	1	1							
西ノ島町	2	1	1						
知夫村	1	1							
	318	18	134	43	54	27	20	0	22
				296					22

10 平成31年度 市町村社会教育行政・生涯学習振興行政 所管部署一覽

市町村名	部署名	住所	連絡先
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課	〒690-8540 松江市末次町86	TEL: 0852-55-5289 FAX: 0852-55-5543 e-mail: s-shakyo@city.matsue.lg.jp
安来市	安来市市民生活部 地域振興課社会教育係	〒692-8686 安来市安来町878-2	TEL: 0854-23-3070 FAX: 0854-23-3155 e-mail: chiikishinkou@city.yasugi.shimane.jp
出雲市	出雲市教育委員会 教育政策課社会教育係	〒693-8530 出雲市今市町70	TEL: 0853-21-6909 FAX: 0853-21-6192 e-mail: kyouiku-seisaku@city.izumo.lg.jp
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課	〒699-1392 雲南市木次町里方521-1	TEL: 0854-40-1073 FAX: 0854-40-1079 e-mail: shakai-kyouiku@city.unnan.shimane.jp
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課地域学習推進G	〒699-1832 仁多郡奥出雲町横田1037	TEL: 0854-52-2672 FAX: 0854-52-3048 e-mail: kyouiku@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名880	TEL: 0854-76-3944 FAX: 0854-76-3945 e-mail: i-kyoiku@iinan.jp
浜田市	浜田市教育委員会 生涯学習課生涯学習係	〒697-8501 浜田市殿町1	TEL: 0855-25-9720 FAX: 0855-23-5758 e-mail: manabi@city.hamada.lg.jp
大田市	大田市教育委員会 社会教育課社会教育係	〒694-0064 大田市大田町大田口1111	TEL: 0854-82-1600(代) FAX: 0854-82-5395 e-mail: o-syakyou@city.ohda.lg.jp
江津市	江津市教育委員会 社会教育課社会教育係	〒690-8501 江津市江津町1525	TEL: 0855-52-7496(直通) FAX: 0855-52-4369 e-mail: shakaikyouiku@city.gotsu.lg.jp
川本町	川本町教育委員会 教育課社会教育係	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	TEL: 0855-72-0594 FAX: 0855-72-1061 e-mail: koji-kasaoka@town.shimane-kawamoto.lg.jp
美郷町	美郷町教育委員会 教育課社会教育係	〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵168	TEL: 0855-75-1217 FAX: 0855-75-1386 e-mail: kyouiku_sec@town.shimane-misato.lg.jp
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課社会教育係	〒696-0317 邑南郡邑南町淀原153-1	TEL: 0855-83-1127 FAX: 0855-83-2013 e-mail: shogai@town-ohnan.jp
益田市	益田市教育委員会 社会教育課	〒698-0033 益田市元町11-26 市民学習センター内	TEL: 0856-31-0622 FAX: 0856-31-0641 e-mail: gakusyu@city.masuda.lg.jp
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6	TEL: 0856-72-1854 FAX: 0856-72-1650 e-mail: kyouiku@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	吉賀町教育委員会 社会教育係	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	TEL: 0856-77-1285 FAX: 0856-77-0040 e-mail: kyoiku@town.yoshika.lg.jp
海士町	海士町教育委員会 地域共育課地域共育係	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	TEL: 08514-2-1221 FAX: 08514-2-1633 e-mail: kyouiku@town.ama.shimane.jp
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課社会教育係	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町大字浦郷544-38	TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-1028 e-mail: kyouiku@town.nishinoshima.shimane.jp
知夫村	知夫村教育委員会 社会教育係	〒684-0100 隠岐郡知夫村1053-1	TEL: 08514-8-2301 FAX: 08514-8-2302 e-mail: kyouiku@vill.chibu.lg.jp
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 社会教育課社会教育係	〒685-0022 隠岐郡隠岐の島町今津346-2	TEL: 08512-2-2126 FAX: 08512-2-0619 e-mail: kyouiku-syougaku@town.okinoshima.shimane.jp

※平成31年3月時点での情報です。その後、変更されている場合があります。また、事業によって担当部署が異なる場合もありますので予めご了承ください。

11 島根県教育庁社会教育課 所掌事務

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5427

FAX 0852-22-6218

URL: <http://www.pref.shimane.lg.jp/shakaikyoiku/>

E-mail: shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp

平成31年4月1日

所 掌 事 務
<ol style="list-style-type: none">1. 社会教育に関する指導及び助言に関すること。2. 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。3. 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。4. 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体(社会体育諸団体を除く。)に関すること。5. 青少年の芸術及び文化の振興に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)6. 公民館、図書館(学校の図書館を除く。)その他の社会教育施設(博物館及び博物館に相当する施設を除く。)に関すること。7. 県立生涯学習推進施設に関すること。8. 県立図書館に関すること。9. 県立青少年社会教育施設に関すること。10. 中山間地域における小さな拠点づくりに向けた機運醸成に関すること。11. 移住・定住対策に資する教育魅力化に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)12. 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。

平成31年度
社会教育行政の方針と事業

平成31（2019）年4月
発行：島根県教育庁社会教育課

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
TEL 0852-22-5427